

ウズベキスタン

特許規則

2005年4月27日 No. 1329-I

目次

略語一覧

第1章 発明特許の付与を求める出願の編成及び提出。出願の適格性を有する者

第1節 発明特許の付与を求める出願

第1条

第2条

第3条

第4条

第2節 出願の内容

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第28条

第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条

第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条
第 77 条
第 78 条
第 79 条
第 80 条
第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条

第 3 節 許容できない要素
第 89 条

第 4 節 用語及び記号
第 90 条

第 5 節 出願書類の公式登録
第 91 条
第 92 条
第 93 条
第 94 条
第 95 条
第 96 条
第 97 条
第 98 条
第 99 条
第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条

第 105 条
第 106 条
第 107 条
第 108 条
第 109 条
第 110 条
第 111 条
第 112 条
第 113 条

第 6 節 出願

第 114 条
第 115 条
第 116 条
第 117 条

第 II 章 特許取得に関する特許庁との相互関係

第 7 節 受託者の任命

第 118 条

第 8 節 特許庁との通信

第 119 条
第 120 条
第 121 条
第 122 条

第 9 節 出願書類への訂正, 明確化及び追加

第 123 条
第 124 条
第 125 条
第 126 条
第 127 条
第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条
第 133 条
第 134 条

第 10 節 要求された資料の提出期限の延長

第 135 条

第 136 条

第 137 条

第 138 条

第 11 節 徒過した期限の復活

第 139 条

第 140 条

第 141 条

第 142 条

第 143 条

第 12 節 出願資料についての出願人の閲覧

第 144 条

第 145 条

第 13 節 出願人の参加による出願の検討

第 146 条

第 147 条

第 148 条

第 149 条

第 150 条

第 151 条

第 14 節 出願人による出願の取下

第 152 条

第 153 条

第 154 条

第 III 章 出願の検討

第 15 節 提出された出願の登録

第 155 条

第 156 条

第 157 条

第 158 条

第 16 節 方式審査

第 159 条

第 160 条
第 161 条
第 162 条
第 163 条
第 164 条
第 165 条
第 166 条
第 167 条
第 168 条
第 169 条
第 170 条
第 171 条

第 17 節 出願の科学的及び技術的実体審査

第 172 条
第 173 条
第 174 条

第 18 節 発明の優先権の設定

第 175 条
第 176 条
第 177 条
第 178 条
第 179 条
第 180 条
第 181 条
第 182 条
第 183 条
第 184 条
第 185 条

第 19 節 発明のクレームのチェック

第 186 条
第 187 条
第 188 条
第 189 条
第 190 条
第 191 条
第 192 条
第 193 条
第 194 条

第 195 条
第 196 条
第 197 条
第 198 条
第 199 条
第 200 条
第 201 条

第 20 節 発明の特許性のチェック

第 202 条
第 203 条
第 204 条
第 205 条
第 206 条
第 207 条
第 208 条
第 209 条
第 210 条
第 211 条
第 212 条
第 213 条
第 214 条
第 215 条
第 216 条
第 217 条
第 218 条
第 219 条
第 220 条
第 221 条
第 222 条
第 223 条
第 224 条
第 225 条
第 226 条
第 227 条
第 228 条
第 229 条
第 230 条
第 231 条
第 232 条
第 233 条

第 234 条

第 235 条

第 21 節 出願の実体審査における追加資料の請求

第 236 条

第 237 条

第 238 条

第 239 条

第 240 条

第 241 条

第 242 条

第 243 条

第 22 節 追加資料のチェック

第 244 条

第 245 条

第 246 条

第 247 条

第 248 条

第 249 条

第 250 条

第 251 条

第 252 条

第 23 節 出願の変更

第 253 条

第 254 条

第 255 条

第 256 条

第 257 条

第 258 条

第 259 条

第 260 条

第 261 条

第 262 条

第 24 節 特許付与の決定

第 263 条

第 264 条

第 265 条

第 25 節 特許付与の拒絶決定

第 266 条

第 267 条

第 268 条

第 269 条

第 270 条

第 271 条

第 272 条

第 IV 章 国際出願の提出及び検討

第 26 節 国際出願の提出

第 273 条

第 274 条

第 275 条

第 276 条

第 27 節 国際出願の移送

第 277 条

第 28 節 国内段階

第 278 条

第 279 条

第 280 条

第 281 条

第 282 条

第 283 条

第 284 条

第 29 節 国際出願の検討

第 285 条

第 286 条

第 287 条

第 288 条

第 30 節 国際出願の方式審査

第 289 条

第 290 条

第 291 条

第 292 条

第 293 条

第 31 節 国際出願の実体審査

第 294 条

第 295 条

第 296 条

第 297 条

第 298 条

略語一覧

法－「発明，実用新案及び意匠に関する」ウズベキスタン共和国の法律

特許庁－ウズベキスタン共和国の国家特許庁

出願－発明特許の付与を求める出願

パリ条約－工業所有権の保護に関するパリ条約であって，ウズベキスタン共和国に有効な版のもの

条約出願－工業所有権の保護に関するパリ条約に従ってなされる出願

IPC－国際特許分類

WIPO－世界知的所有権機関

PCT－特許協力条約

規則－特許協力条約に基づく規則

IB WIPO－WIPO の国際事務局

国際出願－発明についての国際出願

国内段階－「発明，実用新案及び意匠についての」ウズベキスタン共和国の法に従う，国際出願の検討

第 I 章 発明特許の付与を求める出願の編成及び提出。出願の適格性を有する者

第 1 節 発明特許の付与を求める出願

第 1 条

法第 6 条に従い、発明と宣言された物に対しては、それが新規であり、進歩性を有し、産業上利用可能である場合は、法的保護が与えられる。

発明は、それが技術水準に照らして知られていない場合は、新規である。

発明は、それが明白な概念において、技術水準に追従するものでない場合は、進歩性を有する。

技術水準は、発明の優先日前に世界で普及している如何なるデータも含む。

発明は、それが工業、農業、公衆衛生業務及びその他の活動分野において利用可能である場合は、産業上の利用可能性を有する。

第 2 条

法第 6 条第 8 段落に従って、次のものは発明対象とみなすことができる。すなわち、装置、方法、物質、微生物菌株、植物及び動物細胞の培養、並びに既に知られている装置、方法、物質又は微生物菌株の、新たな方法での使用。

a) 発明対象－「装置」

構成要素又は一組の構成要素であり、かつ、機能的・構成的単一体をなす意匠及び製品は、装置とみなされる。

機械、装置、器具、設備、道具、固定製品、機械の細部、通信施設、建築デザイン等は、装置関連である。

b) 発明対象－「方法」

発明対象としての本質的な手段(装置、環境、電荷、磁場等)に対する相互連絡作用の実行手順は、方法とみなされる。

c) 発明対象－「物質」

発明対象としての次のものは、物質とみなされる。すなわち、

高分子化合物を含む化学化合物、及び条件付きで行われる遺伝子工学製品、すなわち組換え核酸、ベクター等

組成物(構造、混合、合金、溶液等)

核物質転換製品

d) 発明対象－「微生物菌株、植物及び動物細胞の培養(株)」

発明対象としての次のものは、微生物菌株、植物及び動物細胞の培養とみなされる。すなわち、

バクテリア、ウィルス、バクテリオファージ、微小海藻、微細真菌等

細胞のクローンを含む植物及び動物細胞の培養(株)

微生物、植物及び動物細胞の培養(株)のコンソーシア

プラスミド、ベクター、安定的に形質転換された微生物、植物及び動物細胞、遺伝形質を転換した植物及び動物

e) 発明対象－「既知の装置、方法、物質又は菌の新たな方法による使用」

別の用途での使用は、装置、方法、物質又は菌の、発明物としての新たな方法による適用とみなされる。

(自然及び人工の)既知の物質を公衆の需要を満たすために最初に利用することは、新たな方法による適用とみなされる。

第3条

次のものは、発明と認められない。

科学的理論及び数学的方法

組織及び管理の方法

伝統的な標識、計画、規則

頭脳作業遂行の規則及び方法

アルゴリズム及びコンピュータ・プログラム自体

構造物、建物及び領域計画の草案及び概要

審美的必要性のみを満たすことを目的とした製品の外観のみに関する決定

集積回路の回路配置

植物品種及び動物品種

公共の利益、人間性の原理及び道徳に反する決定

第4条

法第15条第1段落に従って、出願は、1の発明、又は相互に関係する1群の発明であって同一の発明概念を形成するものを対象としなければならない(発明の単一性要件)。

発明の単一性は、次の場合は満たされたものとみなされる。

発明のクレームにおいて、1の発明が特徴付けられること

発明のクレームにおいて、1群の発明が特徴付けられること

1種類の物(いくつかの装置、いくつかの種類等)に関して、類似の目的があり、本質的に同じ方法で同一の技術的成果を達成できること(変形)

そのうちの1が別のものの生成(生産)を意図していること(例えば、装置又は物質及び方法が完全に又は部分的に装置又は物質の生成(生産)をすること)

そのうちの1が別のものの実現を意図していること(例えば、ある方法の完全な実現又はその作用の1の実現のための方法及び装置)

そのうちの1が別のものの使用を意図していること(例えば、方法において使用が意図されている方法及び物質；方法又は装置及びその一部；新たな目的及び方法での装置又は物質の適用によりこの目的に従うそれらの使用；新たな目的での装置又は物質の適用及び装置又はその部品を構成する構成物)

第2節 出願の内容

第5条

法第15条第2段落に従って、出願は次の事項を含まなければならない。

- a) 特許付与の願書。これには特許請求の名義人である発明の創作者及び出願人並びにそれらの者の法律上の住所又は所在地(付属書1)
- b) 該当する分野の専門家により十分実施ができる程度に発明を開示する発明の説明
- c) 発明のクレームであって、その内容を表示し、かつ、完全に説明に基づくもの
- d) 発明の内容を理解するために必要な場合は、図面及びその他の資料
- e) 発明の要約

第6条

特許付与の出願書類には、所定額の特許手数料の納付を確認できる書類、又は特許手数料の納付完了又は減額の根拠を確認できる書類を添付する。

第7条

弁理士又はその他の認可代理人を通じてなされる出願には、出願人により与えられた委任状又は適正に認証された委任状謄本を添付しなければならない。

第8条

条約優先権の主張を伴う出願(以下、条約出願)には、出願人が他のパリ条約加盟国においてした最初の出願(以下、最初の出願)の認証謄本、及びこの出願のウズベク語又はロシア語翻訳文を添付しなければならない。翻訳文は、特許庁での条約出願の受領日から3月以内に提出できる。

最初の出願の出願日から12月後であるが、12月期間から2月以内にされた出願に関して条約優先権を主張するときは、出願書類に次のものを添付しなければならない。

条約優先権主張の12月期間の延長についての所定額の特許手数料納付に関する書類
所定の12月期間内に出願することを妨げた事情を記載した書類、及び当該事情の存在の確認書を、特許庁が当該事情を知っていると推測する理由がない場合は、出願書類に添付しなければならない。

第9条

条約優先権を設定する請求は、出願中に(特許付与出願の適切な欄に記載)、又は特許庁への出願日から2月期間内に提出することができる。

第10条

微生物の新菌株、植物又は動物の細胞株、それらの受領又は使用に関する出願には、公認の収集による菌株の寄託に関する書類を添付しなければならない。

第11条

ヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列の一覧を含む出願には、WIPO規格ST.25の要件を

満たす当該一覧の写しを記録した情報の機械読取キャリアー(ディスクレット)(以下、MRC)、及び機械読取形態で表示された情報は印刷形態で表示された配列一覧と同一である旨の、出願人が署名した陳述書を添付しなければならない。

第12条

本規則第5条に定める出願書類は、ウズベク語又はロシア語により3部作成するものとし、うち2部は紙面で、第3部目は機械読取データ・キャリアーにより電子形態で提出することができる。

同一の書類が他の言語により作成されている場合は、1部及びそのウズベク語又はロシア語翻訳文を単位とし、3部作成して、うち2部は紙面により、第3部目は電子形態で提出することができる。

出願書類の本質的な部分又は追加資料は、紙面及びMRCの両方で同一でなければならない。

紙面及びMRCでの資料の同一性については、出願人が責任を負わなければならない。

その他の書類及びそれらが他言語で作成されている場合のウズベク語又はロシア語翻訳文は1部提出する。

第13条

特許の付与を求める請求は、本規則付属書1に定める様式によりウズベク語又はロシア語で提出する。該当する欄に如何なるデータも完全に記載できない場合は、出願の該当する欄に「追加用紙添付」と表示して、同じ様式の追加用紙上で提示する。

外国名称及び企業名称は、ウズベク語又はロシア語翻字により明示する。

出願人の名称及び発明の名称は、ウズベク語又はロシア語により表示する。

出願に添付するその他の書類は、ウズベク語、ロシア語又は他の言語で表示する。

出願書類が他の言語で提出される場合は、そのウズベク語又はロシア語翻訳文を、特許庁への出願日から2月以内に提出することができる。

第14条

「願書」という語の上の欄は、特許庁での受領後の要件記入のために設けられたものであって、出願人が記入してはならない。

第15条

出願人に関するデータである項目(71)「出願人」欄には、次のものを記載する。すなわち、自然人の姓、名(父称)(姓は名の前に置き、下線を付す)、法人の公式名称(構成書類に従って)、並びに公式国名及び完全な郵便宛先及びWIPO規格ST.3(確立されている場合)に基づく国コード

出願人が複数である場合は、前記情報は各人について提供しなければならない。

所与の欄における発明者たる出願人の住所に関するデータは、願書の項目(72)「創作者」の欄に記載する。

同じ欄において、該当するボックスに「x」印を出願人に付したか否かを問わず、発明者、創作者の使用人若しくは創作者の譲受人又は創作者の使用人に印を付ける。

特許を自己の名義で請求するウズベキスタン共和国の企業及び組織については、OKPOコード

を表示しなければならない。

特許を求める自然人又は法人であって、ウズベキスタン共和国外に居住するものについては、WIPO 規格 ST. 3(あれば)に基づくコードを表示しなければならない。

第 16 条

優先権設定請求の欄は、特許庁への出願日より早い優先権が主張されるときにのみ記入する。この場合、優先権主張の根拠について該当するボックスに「x」を付し、かつ、次を表示する。すなわち、項目(31)に、優先権主張の基礎となる、又は追加書類が基礎となる先の出願の出願番号、及び請求する優先日(項目 32 に基づき一先の出願の出願日又はその追加書類の提出日)

項目(33)に基づき条約優先権が主張される場合は、WIPO 規格 ST. 3 に基づく国コードを記載する。

第 17 条

項目(54)の「発明の名称」欄には、宣言された発明(1 群の発明)の名称を記載するものとし、これは、発明の説明において提示された名称と一致していなければならない。

第 18 条

項目(98)「通信宛先」の欄には、通信宛先、名宛人の名称又は呼称(これらは、通常の迅速な送達要件を満たさなければならない)、及び電話番号、ファックス、e メール(あれば)を記載する。

通信宛先として明記できるものは、特に、ウズベキスタン共和国に居住する自然人たる出願人(出願人の 1)の住所、又は法人たる出願人のウズベキスタン共和国における所在地、又は特許庁に登録されている弁理士若しくは他の認可代理人の所在地宛先である。

出願においてこれらの者の通信宛先が欠如している場合は、弁理士又は他の認可代理人の所在地宛先、及びその他の場合において出願人に関するデータの欄にウズベキスタン共和国領域における宛先が存在するときは、出願人の当該宛先(複数の出願人がいるときは、そのうちの最初の宛先)が考慮される。

第 19 条

項目(74)「弁理士」の欄は、出願人が弁理士を選任している場合にのみ記入するものとし、次の情報を含まなければならない。すなわち、姓、名(該当する場合は、父称)、特許庁での登録番号、ウズベキスタン共和国における居所、電話番号、ファックス、e メール(あれば)。この欄には該当するボックスに「x」印を付すほか、出願人により与えられた、弁理士の権限を証明する委任状の存在に印をつける。

第 20 条

「添付書類一覧」の欄は、該当するボックスに「x」印を付し、かつ、添付書類の部数及び各部の枚数を表示する。

発明の説明において「ヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列一覧」のセクションが正しい位置に存在する場合は、追加の「発明の説明」で「配列一覧あり」を明示する。従って、

対応する欄には、用紙の全体が明示される。

出願様式により種類が規定されていない添付書類(「その他書類」)については、特にそれらの目的を明示する。

「その他書類」欄において、ヌクレオチド配列及びアミノ酸配列一覧の写しを記録したMRC(ディスクレット)が存在し、本規則第11条の規定が適用される場合は、「ディスクレット」と明示する。

第21条

項目(72)「創作者」及び「完全な自宅住所」欄には、発明の創作者に関する次のデータ、すなわち、姓、名(父称)、国名及びWIPO規格ST.3に基づくそのコードを含む完全な郵便住所宛先を記載する。

第22条

「創作者」及び「完全な自宅住所」欄の直下にある欄は、創作者が特許付与に関するデータの公告においてそのような者として記載されることを求めないときに記入する。この場合、記載を望まない創作者各人の姓、名(父称)、及びその署名が公告に提示される。

第23条

署名日を付して、「署名」欄に記載することは、何れの場合にも必須である。

出願の署名は出願人がしなければならない。法人の場合は、組織の管理者、又はトップから許可された者が、自己の地位を記載して署名を行う。署名には押印する。

弁理士又は認可代理人を通じて出願する場合は、弁理士又は認可代理人の何れかが署名を行う。

署名は、署名人の姓及びイニシャルを付して判読できるようにする。

署名を要するもの又は他のデータの減縮の場合は、署名人は、追加用紙に同じ順序で署名する。

各追加用紙には、出願人、弁理士又は認可代理人の署名が必須である。

第24条

発明の説明は、その実施に十分な程度に発明を開示しなければならない。

第25条

説明は発明の名称(クレームされた発明が関係するIPCの有効版の確定セクションの場合—このセクションの索引)を以て開始し、次のセクションを含む。

発明に関する分野

技術水準

発明の内容

図面その他の資料の一覧が出願に含まれている場合は、それについての簡略説明

発明を実施できる可能性を確認する情報

ヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列一覧(当該配列が発明の特徴として使用されている場合)

必要な情報を付した出所への参照により説明のセクションを置換すること(参照文献,先にされた出願の説明, 保護書類の説明等への置換)は推奨されない。

第 26 条

発明の名称は、正確かつ簡潔で、発明の内容に合致し、それが関係する物の種類を明示し、更にその物の目的(それにより実行される機能又はその付属品若しくは関連する技術の明示)を特徴付けるものでなければならない。

発明の名称は、原則として、IPC の一定の見出しに対応するものでなければならない。発明の内容に対応する見出しを確定することが明らかに不可能な場合は、発明の名称は、標準的な部門、一般的な技術用語に従って明示する。

発明が各種領域で使用可能であり、かつ、名称が当該名称での実施機会を反映している場合は、「主として」、「望ましくは」等の語を使用して、基本的範囲の 1 を指定することが必要である。

可能な範囲の 1 のみを強調する「例えば」及び「特に」という語は名称には使用しない。

発明の名称は、術語的又は説明的であってもよい。

術語的名称は、明白に維持される概念を表し、所与の技術分野の専門家に知られた物の本質的な特徴の 1 組を、それらが記載されているか否かに拘わらず、特徴付けるものである。

説明的名称は、物の目的及び 1 の又は各種の技術分野においてそれにより実行される機能についてのみ表現するものであるが、宣言された発明を記述する本質的な特徴の必要な組について判断する機会を明白に与えるものではない。

名称は単独で記載する。例外は次の通り。

単独で使用されない名称

一般的な構造式で表される化学化合物に関する発明の名称

個別の化学化合物に関する発明の名称。化学的に採用された学名の 1 に従うその呼称は含めるべきである。その特定目的での呼称、及び生物学的にアクティブな化合物については、生物活動の種類も記載することができる。

未確認構造の高分子化合物の生産方法に関する発明の名称においては、この高分子化合物の名称及びその目的で必要な場合は呼称が含まれる。

構成が未確認の混合物質の生産方法に関する発明の名称においては、この物質の目的上の呼称又は生物学的にアクティブな特徴が含まれる。

微生物の菌株又は植物若しくは動物細胞の培養に関する発明の名称には、生物学的対象物のラテン語属名及び種名(国際学名要件に従うもの)、及び創作者の苗字、菌株の種類及び目的が含まれる。

遺伝的設計に関する発明の名称には、目的の指摘を伴うその名称が含まれる。

既知の装置、方法、物質、菌株の新たな用途に関する発明の名称は、該当する物について規定された規則に従って編成され、既知の物の新たな用途を特徴付けるものでなければならない。

1 の物が他の物の生成(生産)、実施又は使用のために意図されている複数の物に関する 1 群の発明の名称は、1 の発明の完全な名称及び他のものの簡略名称を含むものとする。前記 1 群の発明の名称は、この 1 群に含まれる発明の完全名称を含む。

変形に関する 1 群の発明の名称は、1 群の発明の名称に、括弧内に入れた「変形」という語

を補足して記載する。

発明の名称は、必要な場合は、ラテン文字及びアラビア数字の表象を含むことができる。

発明の名称において、他の文字表象、特殊記号を使用することは推奨されない。

発明の名称においては、個人名、家族名、略語、広告、トレード・ネーム、商標及びサービスマーク、商品の原産地名称及び地理的名称、「等」という語及び発明の特定化の目的に資さない類似の語は使用すべきでない。

第 27 条

説明の「発明に関する技術分野」セクションにおいては、発明の実施分野を記載する。当該分野が複数ある場合は、優先分野を記載する。

第 28 条

説明のうち、出願人に知られている発明の類似物に関するデータである「技術水準」のセクションにおいては、特徴に関して発明に最も近い類似物を記載するものとする。

当該発明に類似する多数の特徴を有する発明の優先日前に公衆の利用に供された情報から知られた同一目的のものについて、すべての本質的特徴を、発明の類似物として記載しなければならない。

類似物の各々を記述するときは、情報源の書誌的データ(開示されている場合)、クレームされた発明の本質的特徴と一致する特徴を含む類似の特徴、及び要求された技術的成果の取得を妨げる理由であって出願人に知られているものを記載する。

発明が特定の目的又は生物学的にアクティブな特徴を有する未確認混合物の生産方法に関係する場合は、同一目的又は同一の生物学的にアクティブな特徴を有する混合物の生産方法を、発明の類似物として記載する。

発明が高分子化合物又は遺伝子工学物を含む新たな個別の化学化合物の生産方法に関係する場合は、その知られている構造的類似物の生産方法に関する情報を提供する。

微生物の菌株、植物及び品種細胞の培養、物質生産者に関係する発明の最も近い類似物が記述される場合は、生産された物質についての情報を提供する。

発明が既知の装置、方法、物質及び菌株の、新たな用途での使用に関係する場合は、同一目的を有する既知の装置、方法、物質及び菌株が発明の類似物に関係する。

1 群の発明を記述するときは、各発明につき別々に類似物の情報(最も近いものを含めて)を提供する。

第 29 条

説明の「発明の内容」セクションでは、発明により提供される技術水準の達成に十分な 1 組の本質的特徴により発明の内容を表現する。

特徴は、それらが達成される成果に影響を及ぼす場合、すなわち、当該成果と因果関係を有する場合は、本質的であるとみなされる。

このセクションでは、クレームされた発明を、技術的課題、その解決策が理解できるような方法で開示し、発明の実施を通じて達成することができる技術的成果について記載する。

発明を記述する本質的特徴はすべて提示する。最も近い類似物とは異なる特徴を明示し、これにより、求める法的保護の範囲についていずれの場合にも技術的成果の享受を可能とする

1 組の特徴，及び特殊な場合にのみ，具体的な実施形態又はその使用に係る特別な条件を示して発明を記述する特徴を明らかにする。

ヌクレオチド配列又はアミノ酸配列は，特徴の提示のために使用される場合は，様式「SEC ID NO:」による配列一覧においてその番号を指摘して表示し，対応するフリーテキストは，配列一覧における配列の特徴が当該テキストの使用により与えられるときは縮小する。

特徴について，それが公開されている情報源に戻ってこれを置換することは推奨されない。技術的成果は，技術的效果，性質，現象等の特性を示すものであり，それらは，実施（製造）又は発明を具現化する手段の使用により得ることができる。

発明が複数の技術的成果（特定の実施態様を含み，又は特定の使用条件内で）を達成できる場合は，そのことを明瞭に記載することが推奨される。

技術的成果は，特に，次のように表現することができる。すなわち，摩擦係数の減少（増加）；ジャミングの防止；振動の減少；人体の血液供給の改善；医薬品の作用の局限定，その毒性の減少；鑄造構造物の瑕疵の除去；作業体の環境との接触の改善；信号形式のひずみの減少；液体の浸透の減少；湿潤性の改善；破裂防止，ワクチンの免疫原性の増加。

発明の創造中に特定目的の技術的手段の拡張作業又は当該手段の最初の創作のみが達成された場合は，技術的成果はこの目的の実施にあり，特別な指摘は要求されない。

1 群の発明については，技術的成果を含む前記データは，発明ごとに別々に提供されなければならない。

微生物菌株，植物及び動物細胞の培養が記述されるときは，元の，又は密接に関係する菌株からそれを識別する追加の特徴を提示しなければならない。

既知の装置，方法，物質又は菌株の新たな用途での使用に関する発明を記述するときは，既知の物の特性及び情報源についての書誌的データ（公開されている場合），並びに既知の目的及び新たな目的を提示しなければならない。

第 30 条

装置を特徴付けるためには，次の特徴が特に使用される。すなわち，
構成要素の存在

要素間の接続の存在

要素の位置的关系

要素又は装置全体の動作形態，特に幾何学的な形状

要素間の接続の動作形態

要素のパラメーター及び他の特性並びにそれらの相互作用

要素又は装置全体が作成されている材料

要素を機能させる環境

装置の特性について，装置全体又はその要素に関する，装置の機能及びその目的の実現に影響しない指定（言葉によるか，図形によるか又はその併用）の存在を表す特徴を使用する必要はない。

第 31 条

装置を特徴付けるためには，次の特徴が特に使用される。すなわち，
1 の作用又は複数の作用の存在

当該作用実行の時間的順序(連続的, 同時, 各種組合せ等)
作用の実施条件, 方法, 物質(供給原料, 試薬, 触媒等)の使用, 装置(器具, 道具, 設備等)
微生物の菌株, 植物及び/又は動物細胞の培養

第 32 条

個別の化学化合物を特徴付けるためには, 次の特徴が特に使用される。すなわち,
低分子化合物については, 定性組成(特定の元素の原子), 定量組成(各元素に対する原子数),
原子間の結合及びそれらの分子における位置関係であって, 化学構造式で表されたもの
高分子化合物については, 高分子リンクの化学組成及び構造, 高分子全体の構造(線形, 分岐),
リンクの周期性, 分子質量, 分子質量分布, 高分子の結合構造及び体積測定, 並びにその最
終基及び側基

構造が未確認である個別の化合物については, それを特定することができる物理化学的その
他の特性(生産方法特徴を含む)

遺伝子工学製品に関する個別の化合物については, ヌクレオチド配列(核酸の断片及びベクタ
ーの場合), アミノ酸配列, 並びに所与の化合物を他から区別するのに必要な他の物理化学的
特性

第 33 条

混合物を特徴付けるためには, 次の特徴が特に使用される。すなわち,

定性組成(成分)

定量組成(成分の含有量)

混合物の構造

成分の構造

組成が未確認の混合物を特徴付けるためには, その物理化学的, 物理的及び効用指標及び生
産方法の特徴を使用することができる。

第 34 条

核転換により生産される物質を特徴付けるためには, 次の特徴が特に使用される。すなわち,

定性組成(元素のアイソトープ), 定量組成(プロトン及びニュートロンの数)

主たる核特性: 半減期, 種類及び放射エネルギー(放射性アイソトープについて)

第 35 条

個別の微生物菌株を特徴付けるためには, 次の特徴が特に使用される。すなわち,

菌株の伝来の特定名称(ラテン語による)

出所(源泉, 系統樹)

遺伝子及び化学分類特性

生態学的, 生理学的(文化的も含む)特性

生物工学的特性(培養条件; 菌株により生産される有効物質の名称及び特徴; 活動水準(生産
性))

毒性, 抗原構造, 血清学上の特性(医療及び獣医目的の微生物菌株について)

交雑原理(雑種微生物菌株について)

第 36 条

植物及び動物細胞の個別の株を特徴付けるためには、次の特徴が使用される。すなわち、
継代数

核学的特性

生長(速動性)特性

動物組織体の培養(雑種について)特性

形態形成能力(植物細胞について)

第 37 条

前記の個別菌株特徴に加えて微生物のコンソーシアを特徴付けるためには、次の特徴も使用される。すなわち、

適応及び淘汰の要因及び条件、分類法上の組成、数及び支配的構成要素、互換性、コンソーシア全体としての種類及び生理学的特徴

第 38 条

遺伝子設計を特徴付けるためには、本規則第 30 条に規定する特徴(構成要素は、エンハンサー、プロモーター、ターミネーター、起動コドン、リンカー、異質遺伝子の断片、マーカー、側面領域とすることができる)が、適切な方法で使用される。

第 39 条

形質転換された細胞を特徴付けるためには、次の特徴が特に使用される。すなわち、
形質転換要素

細胞により得られた特徴(特性)

細胞の出所の指摘(原核生物について、分類、族及び／又は種類)

分類学上の特徴

自然ゲノムの突然変異

所与の細胞を他のものから区別するのに十分な細胞培養条件及びその他の特性

第 40 条

遺伝形質を転換した植物を特徴付けるためには、次の特徴が特に使用される。すなわち、
ゲノムにおける変更された要素の存在

植物により得られた特徴(特性)

植物の出所

所与の植物を他のものから区別するのに十分な分類学上の付属物及びその他の特性

第 41 条

遺伝形質を転換した動物を特徴付けるためには、次の特徴が特に使用される。すなわち、
遺伝子及び／又は DNA であって、動物ゲノムに対して形質転換され、目標製品を符号化し又は表現するもの

動物により得られた特徴(特性)

動物により生産された変更製品

所与の動物を他のものから区別するのに十分な動物の付帯事項(種類、品種等)及び他の特性

第 42 条

微生物コンソーシア、植物及び動物細胞の株を特徴付けるためには、本規則第 37 条に挙げた特徴に加えて次の特徴が特に使用される。すなわち、
適応及び淘汰の要因及び条件、分類学上の構造、数及び支配的構成要素、互換性、コンソーシアム全体としての種類及び生理学的特徴、並びにあるコンソーシアを他のものから識別することを可能にする他の特性

第 43 条

既知の装置、方法、物質又は菌株の新たな方法での使用を特徴付けるためには、対象物の簡略な特性であってその特定に十分なもの、及び新たな用途の指摘が使用される。

第 44 条

説明のうち、図の一覧を除く「図面の図の一覧」セクションでは、図の各々について表示される簡略な言及を記載する。

発明の内容を明らかにする他の資料が提供されている場合は、その内容についての簡略な説明を記載する。

第 45 条

説明のうち、「発明の実行可能性を確認する情報」セクションでは、発明の実行可能性及び出願人が特定する目的の実現を記載する。

一般的概念により表現され、機能的な一般化レベルで提示された特徴の使用により内容が特徴付けられる発明の実行可能性は、当該特徴の実現手段若しくはその生産方法を適用して直接説明によるか、又は当該手段若しくは生産方法の公表を参照することによるかの何れかで確認しなければならない。

このセクションでは、「発明の内容」セクションに記載されている、関連課業を特徴付けるときに発明の実施を通じた技術的成果の達成の可能性を確認する情報を提供しなければならない。限度の形で表された定量的特徴が発明を特徴付けるのに使用されている場合は、この限度で技術的成果を達成する可能性を記載する。

第 46 条

装置、その構造(静止状態での)に関する発明については、図面の図への言及をしなければならない。説明における構造構成物の数字索引は、図面の図におけるその数字索引と一致していなければならない、単位数から昇順で記載するものとする。

装置、構造の説明の後に、その操作(稼働)又は使用方法を、図面の図及び適切な場合は他の解明資料(ダイヤグラム、時間ダイヤグラム等)を参照して説明しなければならない。

装置が機能レベルで特徴付けられた要素を含み、説明された実施形態がプログラムされた(調節可能な)多機能手段の使用を意図している場合は、当該手段による装置内での特定機能の実現可能性を確認する情報を提供する。この情報中にアルゴリズム、特に計算アルゴリズムが与えられる場合は、ブロック・ダイヤグラムの形式、又は可能であれば、適切な数式の形で

提供されることが望ましい。

第 47 条

方法に関する発明については、対象物に対する一連の作用(技術、操作)並びに作用を起こす条件、特定の状態(温度、圧力等)、そのことに使用される装置、物質及び菌株(あれば)を記載する。方法が優先日前に知られていた手段(装置、物質及び菌株)の使用により特徴付けられる場合は、これらの手段を記載するのみで十分である。未確認手段が使用されるときは、その特性を提示するものとし、該当する場合は、図形イメージを同封する。新規物質が方法に使用されるときは、その生産方法を開示する。

第 48 条

一般構造式により記述される 1 群の(複数の)新規化学化合物の生産方法に関する発明については、当該方法による当該化合物の生産例を提示しなければならない。群(数)が異なる化学基を有する化合物を含む場合は、異なる化学基を有する化合物の生産を確認するのに十分な数の例を提供する。群(数)に含まれる化合物を示すためには、既知の方法及び物理化学的特性により確認された構造式を提示する。説明において、用途又は新規化合物の生物学的にアクティブな特徴に関する情報を記載しなければならない。

未確認構造の化学化合物、又は未確認構造及び／又は構造の混合物の生産方法に関する発明については、それらを特定するのに必要な情報を提供する。化合物生産のための当初の反応物に関する情報及び出願人が陳述する化合物用途の実現性を確認する情報、特に、この用途を決定する特徴に関する情報を提供しなければならない。

第 49 条

人又は動物の治療、診断又は予防処置の方法に関する発明については、疾病の原因病理論に影響を及ぼし、原因病理論と診断指標との間の関係を決定する明らかな要因を提示する。当該情報が入手できない場合は、前記疾病の治療、診断又は予防処置についてのその方法の可能性を確認する真のデータ(特に、適切なモデルでの実験又はその他の方法で得られたもの)を提示する。

第 50 条

構造が確認されている個別の化学化合物に関する発明については、既知の方法により証明された構造式、物理的及び化学的定数及び新規化合物が最初に得られた方法を提示しなければならない。

第 51 条

遺伝子工学製品に関する発明については、配列一覧におけるヌクレオチド配列の数(核酸の断片の場合)又は物理的なカード(組換え核酸及びベクターの場合)に関する指摘、配列一覧における核酸の配列数及び所与の化合物をその他のものから区別するために必要な物理的・化学的その他の特性を提示しなければならない。新規化合物を最初に得るのに用いられた方法を記載し、一定の用途でのこの化合物の使用機会を示す。

ヌクレオチド配列又はアミノ酸配列は、配列一覧において「SEC ID NO」の形でその番号を指

摘して表示し、配列一覧における配列の特性が対応するフリーテキストの使用を以て与えられている場合は、そのテキストを付す。

第 52 条

生物学的にアクティブな化合物については、活性及び毒性の定量的特性のパラメーター、及び必要な場合は作用の淘汰その他のパラメーターを提示する。

第 53 条

発明が人又は動物の治療、診断又は一定の条件若しくは疾病の予防措置に関するものである場合は、疾病の原因病理論に関するその使用の影響を説明する明らかな要因についての情報を提示し、当該情報がないときは、治療、診断又は特定の疾病の予防的措置に対するその適合性を確認する真正データを提示する。

第 54 条

発明が確認済みの構造を有する化学化合物に関係する場合は、既知の方法により証明された構造式、物理化学的定数を提示し、化合物生産に使用された方法を記述し、特定目的での発明の使用可能性を確認しなければならない。

第 55 条

化学化合物が微生物の菌株の使用、植物又は動物細胞の培養により生産されている場合は、当該菌株の作用による生産方法、株、それらについてのデータ、及び菌株の寄託についての情報を提示しなければならない。

第 56 条

発明が転移化合物に関係する場合は、それを既知の最終製品へと処理する可能性、又は特定用途若しくは生物学的にアクティブな特徴を備えた新たな最終製品の生産の可能性も提示する。

第 57 条

発明が核酸又は蛋白質に関係する場合は、配列(核酸の場合はヌクレオチド、蛋白質の場合はアミノ酸)一覧における配列数の指摘のほか、所与の製品をその他のものから区別することを可能にする物理化学的及びその他の特性も提示する。製品の製造に用いた方法を提示し、一定の用途でのその使用の可能性を提示する。

第 58 条

発明が組成物(混合物、溶剤、融合物、ガラス等)に関係する場合は、例を挙げて組成物に含まれる成分の内容、特性及びその量的割合を提示する。組成物の生産方法を記述し、成分として新たな物質がある場合は、その生産方法を記述する。

挙げられる例においては、各成分の内容を、発明のクレームで指摘された限界枠内にある単位値で記述する(成分の量的割合が発明のクレームではパーセント(質量又は体積)で表現されているときは、例に記載されたすべての成分の総内容は100%とみなされる)。

第 59 条

菌株に関する発明については、菌株の学名データ及び出所、栄養素(種子及び発酵)媒体の定性的及び定量的組成、培養条件(温度、pH、O₂の特定質量転移、照明等)、発酵時間、生合成の特性、有用な(目標)製品、成果、菌株の活動(生産性)レベル及びその胚組織の決定(試験)を提示する。目標製品の抽出及び精製方法を開示する(新たな目標製品、例えば抗生物質、酵素、単クローン抗体等の生産者について)。

微生物コンソーシア及び植物及び動物細胞の培養については、次のデータを提示する。すなわち、構成要素の入手可能性のチェック方法、抽出(淘汰)方法及び淘汰がなされた際の特徴、長時間にわたるコンソーシア自体の安定性、異質の微生物による汚染に対する抵抗力。

微生物の菌株、植物又は動物細胞の培養に関する発明の実現、又はそれが使用されている方法による実現の機会、菌株生産方法の記述が真正であること、又は菌株生産方法の記述が菌株実現に十分でない場合は、発明の優先日に先立つ日付の寄託菌株(受託機関の名称及び受託物に対して機関により与えられた登録番号)に関するデータの表示が真正であることを証明する。

菌株、細胞株又はコンソーシアが国際機関又はウズベキスタン共和国の機関に寄託され、特許の有効期間中対象物の生存維持が保証される場合は、特許手続の目的での寄託は実行されたとみなされる。

第 60 条

説明のこのセクションでは、ヌクレオチド配列及び/又はアミノ酸配列について、それらが4以上のアミノ酸から分岐した配列でない、又は10以上のヌクレオチドから分岐した配列でない場合は、それらを詳細に開示する。各配列独立番号を割り当てなければならない。配列番号は、1から始め、一貫して整数で増加する。

一覧における各配列の番号は、説明、発明のクレーム又は図形表示に指定するその番号に対応しなければならない。

ヌクレオチド配列及びアミノ酸配列は、少なくとも次の機会の1により表示されなければならない。

ヌクレオチド配列のみ

アミノ酸配列のみ

対応するアミノ酸配列と共にするヌクレオチド配列

最後の場合は、アミノ酸配列は、独自の番号を有する独立したアミノ酸配列として提示する。

ヌクレオチド配列及びアミノ酸配列一覧は、説明の一体化した部分を表す。従って、説明のどの個所にもこれらの配列を詳細に記述する必要はない。

言及される一覧が説明的部分(中間的な語彙が使用されない配列の特性を説明する論述)においてフリーテキストを含む場合は、このフリーテキストは、配列一覧における配列番号を含む同じ種類の他の記述セクションでも反復しなければならない。

第 61 条

装置、方法、物質又は菌株の新たな用途での使用に関する発明については、当該用途の実現性を確認する情報を提供しなければならない。

第 62 条

発明のクレームは、特許により与えられる法的保護の範囲を決定することを意図されたものである。

第 63 条

発明のクレームは、説明及び図面に基づいて完全に確定するもの、すなわち、説明に含まれ、かつ、その図面上に提示される概念により発明を特徴付けるものでなければならない。

第 64 条

発明のクレームは、出願人が陳述する技術的成果を達成するのに十分なその本質的特徴の全体を含む場合は、その内容を表現していると認められる。

第 65 条

発明の特徴は、クレームにおいて、その同定を可能にするように、すなわち、前記特徴を示す概念の意味内容を専門家が既知の技術レベルに基づいて唯一の理解ができるように表現しなければならない。

第 66 条

クレームにおける特徴の記述は、この特徴が公開されている情報源への参照に置き換えることはできない。説明又は出願図面での参照による特徴の置換えは、当該参照なしに、かつ、本規則第 65 条の要件に反することなく特徴を記述することが不可能である場合にのみ許される。

第 67 条

ヌクレオチド配列又はアミノ酸配列は、発明のクレームにおける特徴の記述に使用する場合は、「SEC ID NO」の形式により配列一覧におけるその番号を指摘して提示する。

第 68 条

発明の特徴は、一般的概念(機能、特性等を表す)を含めて、一般的概念に含まれる特性が出願人の特定する技術的成果をもたらす他の特徴と併せて提示される場合は、その実現に係る様々な非公開態様を対象として、記述することができる。

特徴は代案形式で表現することができるが、ただし、他の発明の特徴と併せて指定された代案により想定される特徴が同一の技術的成果をもたらすことを条件とする。

第 69 条

クレームは、単一又は複数とすることができ、それぞれ 1 又は複数のクレームを含むことができる。

第 70 条

単一の発明クレームは、その実施又は使用の特定例に言及して展開又は指定されない本質的特徴の総体により、1 の発明を特徴付けることに適用される。

第 71 条

複数のクレームは、1 の発明について、その本質的特徴の総体を、発明の実施又は使用の特定例を参照して展開又は指定して特徴付け、又は 1 群の発明を特徴付けることに適用される。1 の発明を特徴付ける複数のクレームは、1 の独立クレームを有し、その次のクレーム(単数又は複数)は、従属クレームである。

1 群の発明を特徴付ける多数クレームは、複数の独立クレームを有し、その各々が 1 群の発明の 1 を特徴付ける。各発明は、該当する独立クレームに基づく従属クレームにより特徴付けることができる。

多数クレームの項は、その記載によりアラビア数字で 1 から一貫して番号を付す。

第 72 条

1 群の発明を特徴付けるクレームを記載するときは、次の規則に従う。すなわち、特定の発明を特徴付ける独立項は、一般的に、発明クレームの他のクレームへの参照を含まない(当該参照は、この独立クレームを別のクレームの内容の全体的反復なしに記載することができるときにのみ可能である)。

従属項は、それらが従属する独立クレームとグループ化しなければならない。これには、1 群中の異なる発明の特性について、同じ性質の従属項が関係する場合も含まれる。

第 73 条

一般的に、クレームは、発明の目的を反映する包括的概念を含め、最も類似するものの特徴と一致した発明の特徴を含む限定部、及び当該発明を最も類似したものから識別する特徴を含む識別部から成る。

クレームの作成に際し、限定部の記載の後に「識別する」という語を含め、その直後に識別部を記載しなければならない。

第 74 条

クレームは、次のものを特徴付ける場合は、限定部及び識別部に分割することなく作成する。

化学化合物

微生物の菌株、植物及び動物細胞の培養

既知の装置、方法、物質及び菌株の新たな用途での利用

類似物のない発明

第 75 条

クレームの項は、1 文の形式で記載する。

第 76 条

発明のクレームの独立項は、単一の発明のみに関わり、1 文の形式で記載する。複数の発明であって、代案形式で表現される特徴のみについて異なるその変形は、クレームの 1 の独立項において特徴付けることが推奨される。

特徴の代案形式の独立項が機能的に独立でない(換言すれば、装置のみ、方法の実施、物質、材料、方法において適用された適合がクレームに単位として又は詳細に表現されていない)

場合は、当該独立項は、1の発明のみに関わるとみなされる。

第77条

独立クレームは、その特徴の全体が、異なる種類の物に関する、又はその各々が一般目的の特定手段による実現なしに固有の目的を有する1組の手段に関する発明の特性を含む場合は、単一の発明に関わるものとは認められない。

第78条

発明の従属クレームは、発明を、実施又は使用する特定例においてのみ特徴付ける特徴による、独立クレームに記載された発明の特徴全体の展開及び／又は明確化を含む。

第79条

発明の従属クレームの限定部は、発明の目的を反映する一般的概念から成り、普通は、独立クレームに記載された目的並びにこの従属クレームが関係する独立クレーム及び／又は従属クレームへの言及と比較して簡略化された形式で記載する。従属クレームが複数のクレームに従属する場合は、それらへの言及は代案の使用を以て記載する。その後その実施又は使用の特殊例において発明を記述する特徴を提示する。

従属項が独立項に直接従属する形の独立クレームの特徴は、その実施又は使用の特定例において発明の特性として、従属項のみの特徴と共に必要である。特定の特性として特徴が必要な場合は、1又は複数の他の従属項であって、対応する従属項を通じて所与の従属項に従属するものが使用される。従って、所与の従属項において、それが直接に従属する従属項への言及のみが提示される。

第80条

発明の従属クレームについて、それが従属しているクレームの項の特徴の置換又は除外が生じることになるような方法でこれを記載する必要はない。

発明の独立クレームが、独立クレームの特徴の置換又は除外が生じるような方法で作成されている場合は、所与の従属クレームは、それが従属する独立クレームと共に、1の発明を特徴付けるものとは認められない。

第81条

装置の特徴は、静止状態にある装置を特徴付けるような方法でクレームに記載する。装置の構成要素の動作を特徴付けるときは、その可動性、特定機能の実現の可能性への言及が許される(例えば、制動又は固定等)。

出願が図面を含む場合は、クレームに記載され、同等の構成要素を表現する特徴には、それらに関する参照指定を添えることができる。参照指定は、その使用の場合は、括弧内に入れる。参照指定は、求める法的保護の量に影響せず、クレームのより完全かつ正確な理解に鑑みてのみ提示される。

第82条

方法の特徴としての作用(技術、効力)を特徴付けるために動詞が使用されるときは、動詞は

能動態，直接法，三人称及び複数でなければならない(それらは温める，湿らす，和らげる，等)。

第 83 条

化合物の名称又は呼称は，何らかの起源を有する個別の化学化合物を特徴付ける発明クレームに含めなければならない。遺伝子工学製品に関する化合物については，配列一覧におけるヌクレオチド配列数(核酸断片の場合)及び物理的カードの言葉による記述(組換え核酸及びベクターの場合)に関する指摘，配列一覧におけるアミノ酸配列数に関する指摘，更には，所与の化合物をその他のものから区別するのに必要な物理化学的及びその他特性を加える。未確認構造物との関連で，発明の特性(性質)を，生産方法の特徴を含めてこの化合物の同定を可能にするクレーム中に含めなければならない。

第 84 条

組成物の成分及び一般的に成分の容量に関する特徴は，組成物を特徴付けるクレーム中に含める。

組成物を特徴付けるクレームが成分の容量に関する特徴を含むときは，これらの特徴は，1 の値単位により，通常は容量の最小及び最大限度(最低及び上限)を表す 2 の値で表示する。組成物成分の 1 を単一値で示し，残りの成分容量をこの単一値に関する限度の形で示すことは許される(例えば，成分容量を組成物の主成分 100 質量単位につき，又は溶剤 1 リットルにつき提示する)。

組成物における抗生物質，酵素，アナトキシン等の容量を組成物の他の構成要素以外の単位で示すことは許される(例えば，他の組成物成分の質量に関し千単位)。

組成物に関する発明が追加成分の挿入により特徴付けられる場合は，該当する識別特徴の指摘の前に，「追加として含む」という文言をクレーム中に含める。

新たな活性主成分のみにより用途が決定される組成物について，他の構成要素が，そのような用途での組成物が伝統的に利用される範囲内に含まれる中性的担体である場合は，当該活性主成分及び組成物におけるその容量の指摘のみが，「有効量」形態を含めて許される。

活性主成分に他の構成要素(中性的担体)を加えた組成物において一般的な「目標追加」の概念の形で示すことは，当該組成物の特徴付けの変形となり得る。この場合，活性主成分と目標追加との間の量的割合を提示する。

複合内容の既知の物質が発明の特徴として記載される場合は，その特別名称の使用が許され，当該物質及びその主成分の機能及び特徴を指摘する。この場合，この物質が記述される情報の出所は発明の説明に提示する。

第 85 条

微生物の菌株，植物及び動物細胞の培養を特徴付けるクレームには，生物学的対象物のラテン語による一般名称及び特定名称を含める。この場合，原作者の苗字及び(菌株が寄託されている場合は)公式の寄託機関の略称，同機関により寄託物に与えられた登録番号及び菌株の用途を提示しなければならない。

第 86 条

既知の装置、方法、物質又は菌株の新たな用途での使用が発明の対象である場合は、次の構造によるクレームを適用する。すなわち、「・・・(当該装置、方法、物質又は菌株の新用途)・・・としての、・・・(既知の装置、方法、物質又は菌株の名称又は特性)・・・の使用」

第 87 条

発明の内容を説明する資料は、図形的資料(図面、略図、一覧表、ダイアグラム、図、オシログラム等)及び表の形式で提示することができる。

絵は、図面又は略図による説明の明確化の可能性がない場合に提出する

写真は、他の種類の図形的資料に加えて提出する。

例外的な場合として、例えば外科手術の段階を解明するために、解明資料の主資料として写真を提出することができる。

図形的資料の各ページ右上隅に発明の名称を記載する。

第 88 条

要約の目的は、発明についての情報を提供することであり、発明の説明の主張を縮約したものである。これには、名称、発明が関連する技術の特性、及び／又は名称から理解できない場合は範囲、技術的成果の達成を指摘した内容の特性を含める。発明の要約における発明の内容は、クレームの自由記述(望ましくは各独立クレームの本質的特徴がすべて保持されているもの)により特徴づけられる。

必要な場合は、発明の要約には、図面又は化学的クレームを加えられる。発明の要約に含める図面は、説明を解明する図面の図の 1 と同一である場合も含めて、要約文と同数の部数を以て別紙で提示する。

発明の要約は、追加データ、特に従属クレーム、図形的表示及び表の存在及び量の指摘を含むことができる。

発明の要約の本文に係る推奨量は、1000 印刷文字を上限とする。

第3節 許容できない要素

第89条

出願は、次のものを含んではならない。すなわち、道徳及び公共の秩序に反する表現、図面、絵、写真及びその他の資料；生産又は技術的方法及び他人の出願又は保護書類に関する侮辱的陳述；明らかに発明に関係せず、又は本規則の要件に対応する出願書類の承認に必要でない表現又はデータ。「技術水準」のセクションで特定された既知の発明の不利な点についての単なる陳述は、許容できない要素とみなされない。

第4節 用語及び記号

第90条

発明のクレーム，説明及びそれに係わる資料，及び要約においては，標準化された用語及び略語を使用する。それがないときは，科学的及び技術的文献における標準に従う。

そのような用語及び略語が存在しない場合は，科学的及び技術的文献において周知の用語及び略語を使用する。

科学的及び技術的文献から非科学的なものに導く概念を記述する用語の使用は推奨されない。象徴的な表記はすべて，解釈を与えなければならない。説明及びクレームにおいては，用語の単一性を遵守する。換言すれば，説明及びクレームの本文における同一の特徴は，同一の名称を有さなければならない。用語の単一性要件は，物理的単一性の次元及び使用される象徴的表記にも適用される。

物理量は，有効な国際単位制度の用語により表す。

第 5 節 出願書類の公式登録

第 91 条

すべての書類は、何れの部数でも直接複製できるように提出する。
用紙の片側のみを使用し、用紙の短い側に平行に線を引く。

第 92 条

出願書類はすべて、丈夫で、白色で、滑らかで、光沢のない紙を使用する。MRC での出願書類の複製が推奨される。

第 93 条

各出願書類は、新たな用紙から始めなければならない。用紙サイズは、210mmx297mm とする。説明、クレーム及び要約を含む用紙の余白は、次の通りである(単位 mm)。

上-20

右-20

下-20

左-25

図面を含む用紙については、使用領域のサイズは 170x262mm を超えないものとする。余白は次の通りである(単位 mm)。

上-25

左-25

右-15

下-10

これらの用紙は、使用領域又は使用可能領域の周囲に枠を設けてはならない。

画像の大きさは、出願書類用紙の定められたサイズを超えないものとする。小さい画像(写真)は、大きさ及び紙質の定められた要件を遵守した上で、用紙に貼付する。

第 94 条

各出願書類並びにヌクレオチド配列及びアミノ酸配列一覧には、1 から始まる独立の番号用紙を付す。用紙番号は、2 番目からアラビア数字で記載する。

発明の説明及びクレームは 5 行毎に付番することが推奨される。番号は指定行の左にアラビア数字で付す。

第 95 条

書類は黒色で印刷する。説明、クレーム及び要約の本文はダブルスペースでタイプし、大文字は少なくとも 2.1mm の高さとする。

図形記号、ラテン名称、ラテン及びギリシャ文字、数式及び化学式又は記号は、インクにより、ペンを用いて又は製図インクにより書くことができる。一部印刷で一部手書きの式は認められない。

MRC 上で表示される資料の要件は、特許庁がこれを定める。

第 96 条

発明の説明、クレーム及び要約において化学式を使用することができる。

原則として、化学化合物の構造式は、別紙上に(図形資料に)表示して、各々に別の図として付番し、かつ、参照指定を付す。

構造化学式の記述に際しては、一般的に使用されている元素記号を適用し、元素と基との間の繋がりを明示する必要がある。

印刷形式で表されたヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列一覧は、WIPO 規格 ST. 25 に従って提示しなければならない。

第 97 条

発明の説明、クレーム及び要約は、数式を含むことができる。

数式の表示形態は定められていない。数式中の如何なる文字も解釈が必要である。数式の解釈は縦に提示し、各行の後にはセミコロンを置く。文字の解釈は、数式中でのその使用順に行う。

>, <, =のような数学記号は、数式中でのみ使用し、本文中では言葉で表現する(より大, より小, 等しい等)。

記号「-」(・・・から・・・まで)は、正数間の区間を表示するのに使用することができる。他の場合は、「・・・から・・・まで」という言葉で記述する。

数量をパーセントで表示するときは、数の後に「%」記号を記載する。数量が複数である場合は、「%」記号をその一覧の前に記載し、コロンの分離する。

数式における語の分割は、記号上でのみ推奨される。

第 98 条

図形表示(図面, 略図, 別表, 図等)は、製図道具により、黒色で、耐久性があり、明瞭な線及び筆法で、濃淡及び彩色なしに作成する。

第 99 条

縮尺及び明瞭性は、長さ 2/3 のサイズでの複製をしてもすべての細部が識別できる程度のものでなければならない。

第 100 条

数字及び文字は、括弧、円又は引用符に入れてはならない。文字の高さは、3.2mm より小であってはならない。数字及びアルファベットの指示は、画像の線の濃度に相応する濃度の線で行う。

第 101 条

各図形表示は、その種類を問わず、説明の本文での記載順に従って一貫した付番をすることにより、アラビア数字で図として付番する(図 1, 図 2 等)。説明が 1 の図のみで記述される場合は、付番しない。

第 102 条

1 の用紙に複数の図を置くことができるが、相互の境界は明確にする。2 以上の用紙に置かれた図が同一の図の部分を表示している場合は、この図が別の用紙上に表示された図のどの部分の欠如もなく結合できるようにそれらの部分図を配置する。

別々の図は、1 の用紙又は複数の用紙に、できる限り一杯になるように、かつ、原則として、用紙の長辺を縦に並べて画像が読み取れるように配置する。

第 103 条

図面は、技術図面の制作規則により作成する。

第 104 条

図面上では長方形の(直交)投影(各種、断面図等)の使用が望ましい。軸測投影の使用も推奨される。

第 105 条

断面図は、参照指定及び基線の明瞭な読み取りを妨げない斜線の描影で示す。

第 106 条

図面の各要素は、要素の正確なイメージのために、比率の区別が必要な場合を除き、他のすべての要素と同比率で表示する。

第 107 条

図面には、「水」、「蒸気」、「解放」、「閉鎖」、「A-A」(断面の指定)等の必要な語を除き、如何なる文言も記載しない。

第 108 条

図面上でサイズは特定せず、必要な場合は、説明に入れる。

第 109 条

図面に表示される要素は、発明の説明に従ってアラビア数字で指定する。

いくつかの図に現れる同じ要素は、同じ図により指定する。様々な図に現れる様々な要素を指定することは必要でない。説明において記載されていない指定は、図面に記載しない。

第 110 条

図形表示がその作成時に略図の形で示される場合は、標準化された条件付き図形指定を適用する。

ある種類の略図上に別の種類の略図の独立要素を表示することが推奨される(例えば、電気略図上に、運動学的及び水力学的略図)。

略図が要素の図形指定として方形で提示される場合は、数字による指定を除き、要素の名称を直接方形に入れる。要素の図形表示がサイズ上不可能な場合は、要素の名称を引出し線上で特定すること(必要な場合は、見出し文言を略図域に置く形式により)が推奨される。

第 111 条

図は直接に複製できる程正確に作成する。

第 112 条

図面，略図，図は，発明の説明及びクレームには入れない。

第 113 条

情報源の書誌的データは，その情報源が見つかるように明示する。

第6節 出願

第114条

発明者，使用者又はその譲受人は，出願をして特許を受ける権利を有する。

第115条

出願は，特許庁に直接持ち込むか又は郵送する。

第116条

出願は，出願人が直接に，特許庁に登録された弁理士を通じ若しくは他の認可代理人を通じて行う。

第117条

法第35条に従って，ウズベキスタン共和国外に居住する自然人又は外国法人は，ウズベキスタン共和国が参加する国際約定に別段の規定がない限り，特許庁に登録された弁理士を通じて，出願及び特許取得に係る業務を行う。

第 II 章 特許取得に関する特許庁との相互関係

第 7 節 受託者の任命

第 118 条

出願に基づく相互関係及び出願の検討による利益の代理のために、出願人は、弁理士又は認可代理人を任命して、その者に委任状を付与することができる。

ウズベキスタン共和国において作成される特許庁での代理に関する委任状は、簡単な書面様式により作成される。

委任状がウズベク語又はロシア語でない言語で作成されている場合は、そのウズベク語又はロシア語への翻訳文が求められる。

委任状は出願書類提出と同時に提出する。

委任状が特許庁に登録された複数の弁理士、又は複数の認可代理人に出された場合は、それらのうち何れかの者が業務を行う。

第 8 節 特許庁との通信

第 119 条

特許庁との通信は，各出願別々に，出願人，弁理士又は認可代理人が行う。

第 120 条

出願後に差し出される資料は，その番号及び出願人又は弁理士若しくは認可代理人の署名を含まなければならない。

出願番号を含んでいない資料は，番号が間接的な方法で確認されない限り，検討されることなく返却される。

第 121 条

出願に基づく業務中に差し出される資料は，法に定める期限までに提出する。

第 122 条

提出要件に反して特許庁に提出された資料は，訂正及び欠落資料の提出通知の発出日から 3 月期間の猶予が与えられる。出願人，弁理士又は認可代理人でない者により提出された資料は，検討されない。当該資料を提出した者には，対応する通知が発出される。

第9節 出願書類への訂正、明確化及び追加

第123条

法第20条に従って、出願日から2月以内に、出願人は、工業所有権の宣言対象の本質を変更することなく出願の訂正、明確化又は追加資料の提出をする権利を有する。

第124条

定められた額の特許手数料納付を条件として、指定された期間後で特許付与に関する決定の削除前に対応する申請の提出により、出願書類の訂正、明確化又は追加を行うことができる。申請に基づいて出願資料の変更に係る特許手数料の納付に関する書類が適用される。特許手数料納付に係る書類が提出されない場合は、法的に重要な処置が遂行されず、それについて出願人は通知を受ける。納付された特許手数料の額が定められた額と不一致の場合は、出願人は、不足分の割増金に関する通知の特許庁による差出日から3月以内に、必要額に加えて納付する権利を有する。

第125条

出願資料の訂正、明確化及び追加は、出願人が対応する書面申請及び置換用紙を提出することにより行われる。申請の様式は、本規則付属書2, 3, 4に提示する。置換用紙は、対応する出願書類の各部についてウズベク語又はロシア語で表示する。出願人は、特許庁による申請の受領及びその検討の結果について通知を受ける。

第126条

法人たる出願人の名称、又は自然人たる出願人の姓(父称)の変更があったときは、出願人の名称変更申請及び当該変更を確認する書類を特許庁に提出する。申請の様式は、本規則付属書2に提示する。

第127条

出願する権利を他人に譲与した場合は、出願人は、出願人変更記録を登録するための書状を特許庁に提出する。その申請用紙は、本規則付属書3に提示する。特許を受ける権利の移転による、又は出願人名称の変更の結果としての出願人情報の変更は、該当する国家登録簿への発明の登録前にすることができる。申請には、本規則第15条に定める、出願する権利の他人(譲受人)への譲与の情報、この者に関するデータを含めなければならない。申請が出願人のみにより署名される場合は、権利の移転を確認する書類は、出願人及びその譲受人が署名する。申請様式は、本規則付属書3に提示する。

第128条

所定の要件が遵守されている場合は、出願人及びその譲受人は、出願人の変更についての記録を出願資料に入れることの通知を受ける。出願する権利の移行日、出願人変更についての記録を出願資料に入れることについての通知の、出願人及びその譲受人への差出日が考慮される。所定の要件が遵守されない場合は、出

願人及びその譲受人は、提出された書類についての明確化及び／又は訂正が必要であること、又は出願人変更記録の出願資料への編入が不可能であることを相応の理由を付して通知される。

第 129 条

特許庁は、出願人、その弁理士又は認可代理人により署名された訂正記入の申請を、当該申請の番号及びなされるべき訂正の情報と共に受理する。申請様式は、本規則付属書 4 に提示する。

出願書類における明白な及び技術的な間違いの訂正は、対応する国家登録簿への発明の登録前にすることができる。専門家にとっての周知知識からして提案された修正以外のことは何も起こり得ない場合は、修正は自明である。

訂正が書誌的データ等に関する入力への誤りに関係し、かつ、書類の訂正が直接複製時における明瞭性に関する否定的結果に通じるものでない場合は、訂正記入の必要性は、置換用紙の提出なしに、出願人の書状中で表明することができる。

第 130 条

印刷形式で提出された特定の一覧の出願人による何らかの変更が、本規則第 11 条(MRC によるヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列一覧の写しの記録)に従って送付された場合は、該当する変更を含む配列一覧の MRC による表示を添付する。MRC のラベルには、受領日及び追加の出願番号を明示しなければならない。

第 131 条

所定の要件の不遵守の場合は、出願人は、明確化及び／又は訂正の記入、若しくは提出済み書類の追加資料の必要性、又は出願資料に対する変更の不可能性について、相応の理由を付して通知される。

第 132 条

発明の単一性を欠く出願については、出願人は、請求により、これを 2 以上の出願に分割することができる(以下、分割出願)。

第 133 条

分割出願は、当初出願の出願日及び宣言された発明の優先権、並びに当初出願の先の優先権設定の権利が存在するときは、この優先日を保持する。

第 134 条

前記請求と共に、本規則第 5 条から第 113 条までに従って発行された書類、及び所定の額での特許手数料の納付を確認する書類又は特許手数料納付完了若しくは額の割引についての基礎を提示する。

第 10 節 要求された資料の提出期限の延長

第 135 条

法第 20 条に従って、所定の要件に反してなされた出願について、要求を受けた出願人は、訂正資料又は欠落資料を提出するために、要求の発出日から 3 月期間の猶予を与えられる。要求された資料の出願人による提出期限は、目標とする日付の延長申請の提出により延長することができる。

期限延長について所定の額での特許手数料の納付を確認する書類を申請に添える。当該書類が提出されない場合は、法的に重要な処置が実行されず、それについて出願人は通知を受ける。

第 136 条

期限延長の申請は、出願人に対する要求発出の日から 3 月以内に提出する。

第 137 条

出願人は、要求された資料の提出期限延長について通知を受ける。

第 138 条

申請の提出期限が遵守されないときは、出願人の申請は満たされず、取り下げられたものとみなされる。

第 11 節 徒過した期限の復活

第 139 条

法第 20 条に従って、国家審査において出願人が徒過した追加資料提出の期限は、回復することができる。

第 140 条

徒過した期限の回復申請は、当該期限の到来日から 2 月以内に、提出期限が徒過された書類と共に期限徒過の有効な理由の指摘を添えて、出願人が提出する。特許庁は、特定された理由の存在に係る書証を請求する権利を有する。

第 141 条

当該申請には、所定の額による対応する特許手数料の納付を確認する書類を添付する。定められた期限内に所定の額による特許手数料の納付を確認する書類が提出されないときは、法的に重要な処置が実行されず、出願人はそのことを通知される。

第 142 条

出願人は、徒過した期限の回復について通知を受ける。

第 143 条

前記要件を遵守しないときは、申請は満たされず、それについて出願人は通知をうける。

第 12 節 出願資料についての出願人の閲覧

第 144 条

出願人(その弁理士又は認可代理人)は、自己が提出した出願及びこの出願に基づく自己と特許庁との間の通信資料を、予め日時を調整して特許庁において閲覧し、出願、特定の資料又はその一部の写しを要求することができる。

第 145 条

法執行機関は、調査上必要な場合にのみ出願資料を閲覧する権利を有する。

第 13 節 出願人の参加による出願の検討

第 146 条

出願人(その弁理士又は認可代理人)の参加による、出願に関する問題の検討は、両当事者が当該問題を認知した後に、特許庁の申出に基づき又は出願人の請求に基づいて行われる。

第 147 条

審査の問題は、会合の機会にそれが知らされる要請において、出願人の問題は、その実行の請求において、陳述することができる。

第 148 条

要請の場合は、その答えは、出願人が出願の検討に参加する予定であるか否かを問わず、その発出から 3 月期間内に、出願人が提示する。出願検討の日時は、出願人の参加に合わせて予め調整される。状況が変わった場合は、当該日時に出願の検討に参加できなくなった当事者は、そのことを直ちに相手当事者に通知する。

第 149 条

単一の出願人でない者は、他の出願人を欠く場合は、代理に関する委任状が存在するときのみ、出願の検討に参加することができる。

第 150 条

出願人の参加による出願検討は、交渉により又は専門家会合で実行される。

交渉は、審査官及び出願人が直接に問題を解決できる場合に行われ、専門家会合は、問題の裁可に幾人かの専門家の参加が求められる場合に適用される。

交渉又は専門家会合の結果として、所定の様式での報告書が 2 部作成され、その内容には、参加者に関するデータ、当事者によりもたらされた理由及び提案、並びに今後の業務に関する結論が含まれる。

報告書では、出願人(その弁理士又は認可代理人)が提案する発明のクレームの新版、出願人の応答の申請、書面による説明を要求する審査の問題等を提示することができる。

報告書には、検討の参加者全員が署名する。1 部は出願書類に加え、もう 1 部は出願人(その弁理士又は認可代理人)に送付する。

報告書において、議論された問題に関して合意がない場合は、検討参加者の特別な意見を提示することができる。相応の結論を含む、出願人(その弁理士又は認可代理人)に送付された 1 部の報告書は、段階的除去(出願人の応答の場合)又は対応する記録によりなされる審査官の要請に関する通知に代わるものとするすることができる。

第 151 条

報告書は、審査官の要請に対する出願人の応答に代わることができる(応答の提示の目標日付が知らされない場合)。この場合は、対応する記録が報告書に記載される。

第 14 節 出願人による出願の取下

第 152 条

法第 20 条に従って、出願人は、国家登録までは、審査の如何なる段階においても出願を取り下げる権利を有する。出願は、応答のための申請の受理に関する通知の、出願人への差出日から取り下げられたものとみなされる。

出願の検討の前の出願の応答時に出願に基づく業務は停止し、そのことが出願人に通知される。指定された期間中に、出願人が出願を、実用新案出願に変更する場合は、発明の出願としての検討は停止し、そのことも出願人に通知される。

第 153 条

取り下げられた、又は取り下げられたとみなされる出願は、法的結果を有さない、すなわち、法的に重要な如何なる処置ももはや行われぬ(当該出願の審査はされない、特許は付与されない、それを実用新案出願に変更することができない、等)。また、出願人の権利は、この出願に基づくことはできない(特に、次の出願時に、取下又は取下とみなされる出願の受領日又はその追加資料の受領日により優先権を求めることは不可能である)。取下又は取下とみなされる出願は、他の出願の審査中に新規性のチェックにおいて技術水準には含めない。

第 154 条

出願人による、出願の応答申請を無効とみなす請求は、出願人に対する、この申請の受理に関する通知の発出後に提出された場合は、本規則第 153 条に規定する出願応答の結果を取り消す基礎とはならない。

第 III 章 出願の検討

第 15 節 提出された出願の登録

第 155 条

特許庁に提出された出願資料は、少なくとも次のものを含む場合は、その受領日を付して、発明出願として登録される。すなわち、ウズベク語又はロシア語による特許付与の願書及び所定の額による特許手数料の納付を確認する書類又は特許手数料納付の完了若しくはその額の減額の基礎を確認する書類である。

第 156 条

出願には、特許庁の登録番号が割り当てられる。

出願人は、出願書類受領の事実について、登録番号及び受領日を付した通知を受ける。

第 157 条

ウズベク語又はロシア語以外の言語で出願書類が提出された際に、出願資料中に方式審査開始予定の申請がある場合は、出願人は、出願書類のウズベク語又はロシア語への翻訳文受領前に方式審査を実行することの不可能性について通知を受ける。

登録された出願資料は、返却対象とならない。

第 158 条

出願に関するデータは、特許庁での受領から特許付与に関するデータの公告まで秘密保持され、出願人の同意なしに開示の対象とはならない。

第 16 節 方式審査

第 159 条

法第 20 条に従って、特許付与の出願に関し、特許庁は、発明出願について方式並びに科学的及び技術的審査から成る国家審査を行う。

第 160 条

法第 21 条に従って、出願の方式審査は、その特許庁での受領日から 2 月後に行われる。

第 161 条

出願人の書面申請に基づき、出願の方式審査は、指定の期間満了の前に始めることができる。この場合、出願人は、所定の額での追加特許手数料の納付なしに出願資料の訂正、明確化及び追加を自発的にする権利を喪失する。指定期間内に、出願人が当該出願を実用新案出願に変更する場合は、発明出願としての検討は停止し、そのことが出願人に通知される。申請が提出されなかった場合に出願人の検討請求を受領したときは(方式審査の早期開始申請の応答)、出願人が法第 20 条第 2 段落の規定により特許手数料を納付することなく出願資料の訂正、明確化及び追加を自発的に行う権利は、回復されない。

第 162 条

出願の方式審査では、次のことがチェックされる。

- a) 出願に含めるべき又は添付すべき書類の存在
- b) 発明の本質の分析なしに明らかな所定の要件の遵守
- c) 法第 14 条第 4 段落に規定する場合における出願の規則の遵守。これには、代理人の権限を証明する委任状の登録の存在及び正確性が含まれる。
- d) 提出された出願が発明として保護される対象に関わるものであるか否か
- e) 特許庁での出願の受領日より先の優先権の有効性
- f) 出願人が行った有効版の IPC に基づく発明分類の正確性(出願人が行っていない場合は、特許庁で行う)

第 163 条

登録された出願は、出願について所定の額での特許手数料の納付を確認する書類の存在がチェックされる。所定の特許手数料の納付完了又は額の減額についての基礎の存在を確認する書類がない場合は、対応する書類を要請の日から 3 月以内に提出する必要性についての要請、又は審査が必要な対象物の指摘(出願資料受領日において、特許手数料が出願に提示される対象物すべてに対して納付されてはいない場合)が行われる。

第 164 条

出願時に特許手数料が所定の額より少ない額で納付されている場合は、出願及びクレームの独立項の量について納付された特許手数料の総額を調和させるために 3 月期間の必要性を出願人に通知する。また、出願人は、出願について所定の額での特許手数料の指定期限内の納付を確認する書類がない場合は、1 の発明に係る出願では、法的に重要な処置は実行され

ず、1 群の発明に係る出願では、特許手数料が納付された発明であって、出願人が選択したもの又は指定期間中に選択が通知されないときは、クレーム中で最初に特定されたものに関して審査が行われる旨も通知される。

出願資料中に特許手数料の納付を確認する書類がない場合において、方式審査の早期開始を求める申請があるときは、出願人には、特許手数料の納付を確認する書類の受領前にはその申請を満足させることの不可能性が通知される。

特許手数料の納付に関する通知は、出願資料の登録に関する通知と同時に出願人に差し向けられる。

第 165 条

出願の方式審査中に、出願はその書類要件に反して作成されていることが確認された場合は、出願人に対し、法的性格の必要な論拠を付した違反の指摘を伴う通信及びその送付日から 3 月以内に欠落又は訂正書類を提出することの提案を送付する。

通信の基礎は、次の通りである。

- a) 本規則第 5 条に規定する書類の少なくとも 1 が出願に欠落していること
- b) 出願が弁理士又は認可代理人を通じてなされる場合において、委任状が欠落していること及び／又はその登録要件に違反していること
- c) 出願書類が所定数より少ない部数で提出されていること
- d) ウズベキスタン共和国外に居住する自然人又は外国法人が、特許庁に登録されている弁理士を介さずに出願していること。ただし、ウズベキスタン共和国が加盟する国際協定がそのような出願を規定する指示を定めていないことを条件とする。
- e) 特許付与出願において、本規則に定める要件、署名、押印(必要な場合)がないこと
- f) 特許手数料納付の正確性に関する問題の解決が必要であること
- g) 出願書類が他の言語で提出された場合において、そのウズベク語又はロシア語翻訳文が欠如していること
- h) 微生物の菌株、植物又は動物細胞の株の、公認寄託機関への寄託に関する書類が欠如していること
- i) 用紙の公式登録適性が欠如していて、直接の複製、保管を妨げ、及び／又は特許のための説明の公告を不可能にすること(用紙フォーマットの要件、書類余白サイズの違反等)
- j) 発明の説明において、本規則に規定する構造セクションが欠如していること(該当するセクションに記載すべきデータが他のセクションに提示されている場合は、指摘されない)、及び発明の説明又はクレームにおいて、特徴の記述をこの特徴が公開されている情報源のものと置換すること
- k) 出願において、一般向けでない情報源への参照、又はそこに含まれる当該データ若しくは他のデータの公表の不可能性の指摘が存在すること(特許付与に関するデータ公告時に創作者として明示されることを望まない創作者に関するデータは含めない)
- l) 1 の提案の形でのクレーム項目記述についての要件に違反していること
- m) 発明のクレームにおいて、権利保護が求められる発明対象の指摘が欠如していること
- n) 発明のクレームにおいて、該当する種類の対象物の特徴の代わりに、操作上のパラメーター及び消費者特性、その実現及び／又は使用時に生じる効果及び現象のみが存在すること
- o) 出願書類の不一致があること(願書における発明の名称が、発明の説明及びクレームにお

ける名称と一致しない；図面が発明の説明と一致しない等)

p) 出願において求められる先の優先権設定に関する問題の解決が必要であること

第 166 条

出願人が本規則第 10 節に規定する必要な資料又は提出期限の延長申請を期限内に提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされ、そのことが出願人に通知される。出願の処理業務は停止する。

第 167 条

処理業務は、特許庁が逸失期間を回復させた場合は、継続する。

第 168 条

出願対象と何れかの分野との相関関係により、特許庁は、IPC の有効版に従って、宣言された発明を分類する。

分類は次の通り行われる。

出願の方式審査時に

出願の実体審査時に

分類は、IPC の序文に定める規則に従って行われる。

分類において分類索引選択の基礎となるのは宣言された発明のクレームである。発明の本質の十分な理解のために説明及び図面が用いられる。出願が IPC の異なる見出しに関する複数の対象物に関わる場合は、関連するすべての分類索引を設定する。最初の索引の選択は、発明の名称により限定される。方式審査の段階で設定された分類は、出願の実体審査中に変更することができる。

第 169 条

出願の方式審査の結果として、それが特許可能な対象に関係しない提案に基づいて作成されていることが確認された場合は、出願人に対し、特許付与の拒絶の基礎となる理由を付した通信及びそれらの理由を拒否することの提案が送付される。出願人はまた、通信差出日から出願維持の主張を提出しない場合は、出願は 3 月期間で取り下げられたものとみなされる旨の通知を受ける。

処理業務は、特許庁が逸失期間を回復させた場合は、継続することができる。

出願人が応答において審査の理由を否定しなかった場合は、特許付与の拒絶決定が下される。

第 170 条

宣言された提案は、その種類の全体としてクレームの独立項において特徴付けられる場合において、本規則第 3 条に掲げる一覧に該当するときは、特許可能な発明と認められない。

宣言された対象が相互に作用するクレームにおいて特徴付けられ、かつ、従属項の内容がこの対象の、公共の利益、人間性の原理及び道徳に対する否認を生じさせる場合は、当該対象もまた、特許可能な発明と認められない。

第 171 条

出願がすべての必要書類を含み、本規則に定める出願要件を満たし、宣言された提案が特許可能な発明と認められない一覧に関係しない場合は、出願人に対し、検討のための出願の受理に関する決定が通知される。

出願時に特許手数料がクレームに含まれる項目の量について定められたものより少ない額で納付され、また、出願人が納付済み特許手数料をクレームの項目量に合致させて本来含まれていた若干の項目が除外されて減額して納付されている場合は、出願は更新されたクレームが関係するとみなされる発明(単数又は複数)に関する検討のために受理される旨、及び特許庁における所与の出願の後続の検討により、出願人がクレームの更新を行う場合は他の発明に関する独立項の発生をもたらしてはならない旨が決定において強調される。

第 17 節 出願の科学的及び技術的実体審査

第 172 条

法第 23 条に従って、出願の科学的及び技術的実体審査(以下、出願の実体審査)が、定められた額での特許手数料の納付を条件として行われる。

定められた額での特許手数料の納付に関する書類が受領されたときは、出願人は、特許手数料の受領の事実について通知を受ける。

出願人による出願の実体審査の申請の時に、特許手数料が所定額より少なく納付された場合は、出願人に通知を出し、納付総額とクレームの独立若しくは従属項の量とを調和させるために通知から 3 月の期間が必要である旨が伝えられる。出願人は、審査対象である発明に関するクレームの項目を特定し、又は発明に関するクレームから審査対象とせずに除外するもの及び／又は特許手数料の割増金を確認する書類を提示しなければならない。

第 173 条

定められた額での特許手数料の納付を確認する通知に指定された書類が提出されないときは、1 の発明についての出願は、取り下げられたものとみなされ、1 群の発明の出願においては、実体審査は、最初に特定されたクレームの納付済み項目に関して行われ、出願人が特定する発明のクレーム項目に関しては、手数料納付を条件として行われる。

第 174 条

出願の実体審査は、次の通り行われる。すなわち、

発明の優先権が法第 18 条第 2 段落から第 4 段落までに従って求められている場合は、その設定

出願人の提示した発明のクレームが本規則第 62 条から第 85 条までに定める要件に合致しているかのチェック

本規則第 22 節に従う追加資料が出願人から提出されている場合は、それらのチェック

当初出願資料又は出願の検討で考慮される追加資料において出願人から提案された宣言された発明であって、クレーム中で特徴付けられたものが特許可能条件と合致しているかのチェック

第 18 節 発明の優先権の設定

第 175 条

工業所有権の対象の優先権は、特許付与の出願の特許庁への提出日により設定される。出願において法第 18 条第 2 段落から第 4 段落までに基づく優先権が求められていない場合は、その優先権は、特許付与の願書、説明、クレーム及び発明の本質を理解する上で必要な場合の図面を含む出願の、特許庁への提出日により設定される。指定された書類が同時提出されないときは、最後に提出されたものの受領日を以て優先権が設定される。

第 176 条

出願人による条約優先権の主張の場合は、次のことがチェックされる。すなわち、出願人がパリ条約加盟国においてした最初の出願の認証謄本の存在。指定の謄本が特許庁への出願後に提出される場合は、最初の出願の謄本を提出しなければならない指定の日から 3 月期間の出願人による遵守が確認される(最初の出願が複数あるときは、各出願の謄本に関する指定の条件を遵守しなければならない)。最初の出願から 12 月の期間であって、その間に条約優先権を主張する出願を特許庁に提出しなければならないものを出願人が遵守していること。出願が指定期間の後であるが、その終了日から 2 月の満了前に提出された場合は、指定の 12 月期間中での出願を妨げた事情が出願人により指摘されているか否かがチェックされ、そのような証明がない場合は、その書証の必要性が確認される。特許庁での出願の受領日から 3 月以内での、条約優先権設定の申請の提出
最初の出願における宣言された発明の開示

第 177 条

出願人が同人の先の出願に対する追加資料の受領日による発明の優先権を主張するときは、次の要件が遵守されているかをチェックする。当該優先権主張の基礎である出願は、追加資料の承認により宣言された提案の本質を変えることになる場合のその追加資料受理の不可能性についての特許庁の通知が出願人に発出された日から 3 月以内に、特許庁に提出されなければならない。追加資料承認についての結論が専門家会合での出願の検討の結果として受領され、かつ、それが報告書中に記載された場合は、新たな出願の提出のための 3 月期間は、報告書の写しが出願人に送付された日から、又はこの写しが出願人(弁理士又は認可代理人)に付与された日から計算される。宣言された発明は、その受領の日により優先権(これらの資料の提出対象である当初出願の維持に鑑み)が求められる追加資料において開示されなければならない。

第 178 条

出願人が同人の先の出願を特許庁に提出した日による発明の優先権を主張するときは、出願人が次の要件を遵守しているかをチェックする。当該優先権を求める基礎となる出願は、同人により先の出願としてされていなければならない。

当該優先権を求める出願は、先の出願の受領日から 12 月以内に特許庁にされなければならない。

宣言された発明は、先の出願で開示されていなければならない。

先の出願に基づいて先の優先権を求めてはならない。

先にされた複数の出願を基礎として優先権を主張するときは、それらの各々に関して特定の要件の遵守が確認される。

先の出願(又は複数の出願のすべて)による特定の優先権の主張の場合は、それらは取り下げられたものとみなされ、そのことが出願人に通知される。

第 179 条

出願人が分割出願に基づく発明の優先権を主張するときは、出願人による次の事項の遵守を確認する。

分割出願は、当初の発明又は実用新案出願に基づく特許付与拒絶に関する決定(これについては、出願に基づく基本的継続機会の存続中に、審判請求の機会が定められる)の受理前、又は当初出願に基づく特許付与決定の受理の場合はウズベキスタン共和国の対応する国家登録簿への発明又は実用新案の登録日の前に、特許庁に提出されていなければならない。

分割出願において宣言された発明は、当初出願において開示されていなければならない。また、当該出願が条約出願から生じ、かつ、優先権が主張されているときは、最初の出願に基づくその旨の記載が必要である。

第 180 条

本規則第 176 条から第 179 条までに従って発明の優先権設定の条件遵守をチェックするときは、優先権主張の基礎となる出願、又は当該主張の基礎となる追加資料が提出される出願が取り下げられていない、又は取り下げられたとみなされないことが確信される必要がある。

第 181 条

優先権主張の基礎となる先に提出された資料(先になされた出願、追加資料)における宣言された発明の開示に関する要件の出願人による遵守を確認するときは、次の事項をチェックする。

これらの資料において(先にされた出願の説明、クレーム中で、追加資料のテキスト部で)、宣言された発明のクレームに含まれるすべての特徴が明示されているか否か

優先日を求めるこれらの資料における発明が実現に十分な完全性を以て開示されているか否か。条約優先権の主張の場合における所与の条件の履行をチェックするときは、出願人に対し、同人がパリ条約加盟国においてした最初の出願のウズベク語又はロシア語翻訳文の提出を要求することができる。

第 182 条

優先権設定において生じる問題が出願の実体審査の終了と抵触しない場合は、それらは出願の検討に関する他の問題と同時に処理される。

第 183 条

宣言された発明に関する，本規則第 176 条から第 179 条までに定める要件を出願人が遵守したときは，求める優先権が設定される。

第 184 条

出願人が本規則第 176 条から第 179 条までに定める要件の 1 つでも遵守しないときは，発明の優先権は，法第 18 条第 1 段落に従って，特許庁への出願日により設定される(出願人にそのことを予め通知した上で)。

第 185 条

優先権設定の後に，出願人が発明クレームの変更を提出する場合は，設定根拠の棚卸が再度行われる。

第 19 節 発明のクレームのチェック

第 186 条

出願の方式審査終了時に、当初資料に含まれる発明のクレームに関するチェックが行われるが、審査終了後に出願人がそれを変更した場合は、変更されたクレームは、本規則第 20 節に基づいてチェックされる。

クレームのチェックでは、発明の単一性要件の遵守が確認される。

発明の単一性要件に違反する場合は、出願人に対し、指定された説明及び 1 の発明又は包括的発明概念を構成する 1 群の発明に関するクレームを、要請の差出日から 3 月以内に提出するよう要請することができ、変更クレームが新たな項目を含むときは、割増の特許手数料が必要である旨を指摘する。

特許手数料がクレームに含まれる項目量に対してより少ない額で納付されたときは、出願人に対し、クレーム及び／又は割増金を変更して、特許手数料とクレーム項目量を合致させるよう求める。

出願人が、なされた出願の範囲内で検討の対象となる発明を通知した場合は、特定された発明クレームに関してチェックが行われる。

そのような通知がない場合は、発明のクレームにおいて特定された発明又は包括的発明概念を形成する 1 群の発明の最初のものに関してチェックが行われる。

第 187 条

発明のクレームのチェックにおいては、出願人の特定する技術的成果の取得に十分な、宣言された発明の本質的特徴の存在が確認される。

それなしには技術的成果(出願人がいくつかの種類を指定する場合は、何れかの成果)が達成されない本質的特徴が発明の独立クレームには含まれていないが、説明又は従属クレームに含まれている場合は、出願人は、当該特徴を独立クレームに含めるよう求められる。技術的成果達成のためのこの特徴を独立クレームに含めることが必要であることの理由が提示される。そのような理由は、説明において開示される、特徴と技術的成果との間の因果関係、又は審査による科学的・理論的分析に基づくことができる。

第 188 条

発明のクレームのチェックは、本規則第 81 条から第 85 条までに従ってそこに含まれる特徴を識別する機会の確認を含む。

発明の説明に基づく特徴の識別についてその特徴付けの更新が必要であると確認された場合は、出願人は、そのような更新を行うよう求められる。

特徴識別の機会に係る条件は遵守されたが、その特徴付けで、時代遅れとなっており、又は具体的な技術分野で完全には受け入れられていない用語が使用されている場合は、出願人に対し、発明のクレームにおいて適切な更新を行うよう勧告する。

発明のクレームのチェックは、本規則第 29 条の見解に鑑み、技術的でない成果の取得、又は(コンピュータ・プログラム、又は当該プログラムで使用されるアルゴリズムにより特徴付けられる発明については)発明を具体化する手段に関して承認され得ない成果の取得に対してのみ必要な特徴をクレーム中で明らかにすることを含む。

発明のクレームにおいて、技術的でない成果の取得、又は発明を具体化する手段に関して承認され得ない成果の取得に対してのみ必要な特徴が存在するときは、出願人は、そのような特徴をクレームから除去するためにクレームの更新を行うよう勧告される。出願人は、当該特徴が発明の進歩性条件への合致のチェックでは考慮されない旨、及び同時にそれらを発明のクレーム中に保持した場合は、法的保護の範囲を狭めることになる旨を通知される。

発明の対象であり、又は関係する発明において方法により使用される装置に関し言葉、図形又はその両者の指定による特性を有する特徴がクレーム中に存在するときは、出願人の注目をこの状況に向けさせる。これにより、出願人は、他人により登録されている、又は登録され得る商標(又はサービスマーク)であって、装置と同一目的の商品若しくは対応する種類のサービスに対するもの、又は当該商品の原産地名称と混同する程の名称の併存又はその類似性の機会について通知を受ける。また、発明の実施の場合には、特許所有者の権利及び商標(サービスマーク)所有者の衝突、又は商品の登録済み原産地名称の不法適用が生じ、クレームを更新して当該特徴からそれを除去することが求められる。

第 189 条

発明のクレームが一般的概念により表現された特徴を含む場合は、本規則第 71 条に従うその使用の正当性が確認される。

特に、特徴が機能、特性レベルで特徴付けられる場合は、他の特徴と併せてそのような形態で特徴付けられた特徴の十分性を確認するデータが説明において、発明のクレームの独立項におけるものを含めて、出願人が指定する技術的成果の取得のために存在することがチェックされる。

第 190 条

実験データにより出願人が指定する技術的成果の取得機会を検証できる場合は、対応するデータを付したその実現例、及び提示された例の特殊ケースのみならず当該技術的成果の達成機会についての結論を導き出すことの十分性、並びに出願人により使用された一般化の度合いの正当性が発明の説明に存在することが、発明の特徴の特徴付けにおいてチェックされる。審査においてこの一般的概念に該当する特徴の実現に係る非公式態様が明らかになったが、他の本質的特徴と併せて出願人が指定する技術的成果の取得を規定しない場合は、出願人に対し、該当する理由が提示され、発明の説明を基礎としてクレームを拒否し又は変更することが求められる。

発明のクレームにおいて出願人がクレームに含まれる特徴の特徴付けに使用した概念が開示されているが、説明には欠如している場合は、出願人は、そこに提示されたクレームは図面を考慮した説明に基づくものではないことが通知され、これらの概念を説明に含めるよう求められる。

第 191 条

クレームが本規則第 81 条の要件に合致しているか否かがチェックされ、発明を特徴付ける概念が発明の説明に含まれているか又は図面に反映されているかがチェックされる。

第 192 条

出願において、単一クレーム又は 1 の独立項を有する多数クレームがチェックされる場合は、1 の発明(本規則第 4 条に従い)が当該クレームで特徴付けられているか否かが提示される。

第 193 条

特定の要件への違反が確認された場合は、出願人には、通信を出してそのことが通知され、対応する特許手数料を納付して開示された違反を除去するためにクレームを変更することが求められる。これにより、更新されたクレームについての発明の単一性要件の遵守、及び更新されたクレーム中に従前は別個の独立クレームで提示されていなかった新たな独立クレームが挿入される場合は対応する特許手数料の納付の必要性も指摘される。出願人がクレームの変更をしなかった場合は、更なる検討の対象となるクレームの指摘が求められる。

指定された結論の基礎が、代替概念の特徴の特徴付けに使用される条件の、出願人による不遵守であった場合は、違反がなされた具体的な代替特性(全部又は一部出願人に由来する)を指摘して、認められた違反の特性が示される。

第 194 条

出願人が複数の独立項を含む多数クレームを提案する場合は、本規則第 71 条に従うそれら各々(利用可能であれば、その従属項と共に)の分析が行われる。

第 195 条

クレームの分析には、次の事項も含まれる。

- a) 発明の多数クレームの従属項中において、その実施又は使用の対応する特定の場合に、公益、人間性の原理又は道徳に対する発明の矛盾を生じさせる特徴が存在することの確認
- b) 発明のクレームにおいて、従属項であって、それが従属するクレームの特徴の除外又は置換を想定するものが存在すること

第 196 条

多数クレームに関しては、各独立項が(利用可能な場合は、その従属項と共に)、そこに含まれる発明が包括的発明概念を構成する 1 群の発明を表示していることが確認されるか否かを問わず、1 の発明のみを特徴付ける。

独立項において特徴付けられる発明のクレームが相互間で対応して包括的発明概念を構成する場合は、包括的発明概念の条件は満たされたものとする。

第 197 条

独立項において特徴付けられた発明の、変形に対する参照の正確性のチェックにおいては、出願人が指定する発明の目的及び技術的成果が一致することの確信が必要である。

1 群の発明の各々(又はその 1)について、幾ばくかの成果が特定された場合は、技術的成果の一致条件は破られたとはみなされず、指定の技術的成果をもたらす一部のものに関するのみ一致が確認される。

技術的成果の特性を有するすべての発明全般に係る場合を除き、それらの 1 の追加形成が特定の特徴の指摘を含む(「摩擦の減少」及び「湿度増加の条件における摩擦の減少」)場合は、

技術的成果の一致条件は、破られたとはみなされない。

第 198 条

出願人により提出された発明のクレームをチェックするときは、クレームの構造又はその陳述についての所定の要件に対する不一致を、当該不一致が出願の方式審査の際には確認されておらず、発明のクレームを変更するよう出願人に求める場合を含め、明らかにする。

出願人により提出された発明のクレームを分析するときに、それが本規則の要件に反して作成されているが、当該違反が宣言された発明の特許性と抵触しないことが確認された場合は、発明のクレームの更新に関するすべての問題が、当該クレームにより特徴付けられる発明の特許性についての予備的結論の受領後に出願人に伝えられる。

第 199 条

審査により又は自発的に出願人が変更したクレームに関しては、本規則第 187 条から第 197 条までに従ってチェックを行う。

第 200 条

チェックにおいて単一クレーム又は 1 の独立項を有する多数クレームが 2 以上の発明に関係する場合は、出願の審査は、更なる検討対象として出願人が指摘する発明についてのみ継続され、特許性の評価はこの発明に関してのみ行われる。

第 201 条

宣言された発明の特許性に関しては、本節に従ってチェックが行われたクレームが容認される。

第 20 節 発明の特許性のチェック

第 202 条

宣言された発明の特許性をチェックするときは、それが特許と認められない事項の一覧に係るか否かがチェックされ、その発明が産業上の利用性、新規性及び進歩性の条件に一致していることが確認される。宣言された対象物を保護除外事項の一覧に照合して、対応する理由を付した通信が出願人に発せられる。

第 203 条

宣言された対象物が本規則第 3 条に基づく保護の除外に関わるものである旨の結論が出ない場合は、当該対象物は、産業上の利用性、新規性及び進歩性の条件への一致に関してチェックされる。

第 204 条

出願人により提案されたクレームにおいて、代替概念により表現された特徴が含まれる場合は、当該概念を含む 1 組の特徴の各々に関して特許性のチェックが行われる。出願の更なる検討により特定の組の 1 に関して非特許性の結論が得られた場合は、本規則第 226 条から第 227 条までの規定に従う必要がある。

第 205 条

宣言された発明の特許性のチェックに際し、発明に関する情報源であって、創作者、出願人、又は発明の本質に関するデータが通俗的となるような方法でこの情報を前記の者から直接的又は間接的に取得した者により開示されたものは、技術水準に加えない。ただし、発明出願が情報開示日から 6 月以内になされることを条件とする。

第 206 条

法第 6 条第 6 段落に従って、発明は、工業、農業、公衆衛生及びその他の分野で実際に使用できるものである場合は、産業上利用可能である。

第 207 条

宣言された提案が理解不可能な方法で特徴付けられているか、又は法第 6 条第 9 段落に従って特許可能な発明と認められない対象物への言及の根拠がある場合は、出願人に対し、発見された不一致を指摘し、法的性格の必要な主張、及び発出の日から 3 月以内に欠落した若しくは訂正された書類を提出することの要求を付した通信を発する。

第 208 条

出願人が要求された資料又はそれらの提出期限の延長申請を提出しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされ、そのことが出願人に通知される。出願の処理業務は停止する。

第 209 条

特許庁が過渡期限の更新をした場合(本規則第 11 節)は、処理業務を継続することができる。

第 210 条

発明の使用機会の確認に当たっては、出願資料が宣言された発明対象の用途の指摘を含むか否かがチェックされる。

最初の出願資料において、発明のクレームの何れかの項で特徴付けられているようにその種の発明の実現を可能にする手段及び方法が記述されているか否かもチェックされる。出願資料中に当該データが存在しないときは、指定された手段及び方法が発明の優先日前に通俗化していた情報源において記述されていることが許容される。

更に、発明の実現の場合に、出願人が指定する用途の実現が実際に可能であることを確信する必要がある。

発明の実現及びそれによる特定の用途の実現の機会について、実験データのみで検証することができる場合は、発明の説明中に、その実現例及び対応するデータ(本規則第 45 条)が存在することがチェックされ、また、提示された例が確認されるか否かを問わず、特定の要件の遵守についての結論が、特徴実現の異なる態様に拡張され、発明のクレームにおいて出願人が提示した概念に包含されていれば十分である。

第 211 条

発明の優先日に、指定されたすべての要件が遵守されていることが確認される場合は、所与のクレームの独立項で特徴付けられた発明は、産業上の利用可能性の条件に適合すると認められる。

指定された条件の 1 つでも遵守されていないときは、産業上の利用可能性に対する発明の不一致と結論付けられる。この場合は、対応する理由の陳述を付した通信、及びこれらの理由に関する意見を表明し、又は発明のクレームを変更すること(審査官の見解では、出願資料が更新の結果として指定の結論を変更することができるような更新を想定する場合)の要求を出願人に差し向ける。

第 212 条

産業上の利用可能性の条件に対する不一致が確認される発明に関しては、新規性及び進歩性のチェックは行われぬ。

第 213 条

法第 6 条第 2 段落に従って、発明は、技術水準に照らして知られていないときは、新規である。

発明の新規性のチェックは、発明のクレームの独立項に含まれるすべての組の特徴に関して行われる。

第 214 条

情報調査は、発明のクレームを基礎として、説明及び図面を考慮し、また、本規則第 22 節に従う発明のクレームの許容される変更も考慮して行われる。

第 215 条

出願の実体審査実行のために出願が受領された日に、出願人が単一性要件の違反に関するメ

ッセージに応答しなかった場合は、情報調査は、発明(包括的発明概念を構成する1群の発明)に関し、クレーム中最初に特定されたものについて行われる。

第216条

通俗の技術水準の定義に当たっては、如何なる者も利用でき、その内容が合法的に知らされる情報源に含まれるデータが考慮される。

情報源の、技術水準への包含を定める日付は、次の通りである。

公表された保護の説明書類については、それらを特定する公表の日

国内印刷物及び旧ソ連の印刷物については、刊行についての署名の日

刊行についての署名の日が特定されない国内印刷物及び旧ソ連の印刷物、及びその他の印刷物については、それらの公衆への発行日、また、その確定の機会がない場合において、発行日が月又は年と決まっているときは、発行された月の末日若しくは年の12月31日

寄託された原稿、論文、評論、小論及びその他の資料については、それらの寄託日

科学的及び技術的情報の本体である調査業務に関する報告、開発業務及びその他の計画についての注釈、技術的及び設計的書類については、それらが本体に受け入れられた日

明細書及び技術的書類については、許可された団体におけるそれらの登録の日

論文資料及び原稿として刊行された論文の著作者による要約については、それらが資料室に受領された日

コンテストで受け入れられた作品については、コンテスト実施に関する書類により確認された、それらの認知に対する予測日

視覚的に認められる情報源(ポスター、ひな形、製品等)については、文書上の確認された日付であって、それらの閲覧が可能となるもの

博覧会における展示物については、文書上の確認された日付であって、それらの展示が開始したもの

口頭報告、講演、実演については、それらが音響記録装置又は速記により固定され、指定の日に演じられる行為の実施規則により確定される場合は報告、講演、実演の日

ラジオ、テレビ、映画によるメッセージについては、対応するデータ・キャリアーに固定され、指定の日に演じられる場合は、当該メッセージの日

媒体上のデータであって、その使用の結果周知となったものについては、文書上の確認された日付であって、これらのデータが通俗的となったもの

先の優先日を有する発明又は実用新案出願は、次の条件を満たしたときは、この日から技術水準に加わる(新規性のチェックに関してのみ)。

出願はウズベキスタン共和国で提出されている。

出願は他人、すなわち他の出願人により提出されている。

出願は取り下げられず、取り下げたとみなされない。

当該出願は、願書、説明、クレーム及び図面が提出された日にこの出願に含まれる説明及びクレームに関して技術水準に加えられる(発明出願については、それらへの言及が説明中に存在する場合に限る)。この日付が検討される出願の優先日より遅い場合は、先の優先権を有する出願が、その内容に関し、優先権設定の基礎となった資料(最初の出願、先に提出された出願、この出願への追加資料)の内容に隣接する技術水準に加えられる。

優先日からの技術水準には、ウズベキスタン共和国において特許されたすべての発明及び実

用新案(同一人を含む)も加えられる。

ウズベキスタン共和国において特許された発明及び実用新案は、発明及び実用新案の登録が対応する登録簿になされたクレームに関してのみ技術水準に加えられる。

第 217 条

特許文献の調査分野の特性として、IPC 見出しの索引が使用される。

調査分野を限定するときは、全体としての発明の対象及び最も類似したものから識別されるその機能的に独立した特徴が考慮される。調査分野の限定においては、機能的に独立した特徴、機能的に独立でない識別的特徴がある場合は、発明全体及び最も類似したものもまた考慮される。これらの特徴の調査は、既知の物、及びその部分についても、物及び部分の用途に拘わらず、行われる。

第 218 条

情報調査は、調査中に同一用途の手段が見つかり、調査対象の発明のすべての特徴と同一の特徴により記述されている場合であっても、停止することなく、完全に最後まで行われる。調査中に見つかった類似物の数は、情報の明白な再出現及び不要な重複なしに完全かつ本質的な情報条件から明確にしなければならない。

第 219 条

技術水準において、用途の特性を含めて出願人が提案した発明のクレームに含まれるすべての特徴と同一の固有の特徴が明らかにされた場合は、発明は、新規性条件に対応していると認められない。

宣言された発明が装置、方法、物質、菌株の新たな用途での利用に関するものである場合において、情報源の調査から同じ装置、方法、物質、菌株の出願人の意図での使用が知られているときは、その発明は、新規性条件に対応しているとは認められない。

第 220 条

技術水準において、検討対象の発明が知られる情報源として先の優先権を有する出願が開示されている場合は、その出願が取り下げられておらず、また、取り下げたとみなされていないことを確信する必要がある。

当該出願が取り下げられておらず、その応答期間が満了していない場合は、検討対象の発明の出願人に対し、当該出願の存在(その出願人の指摘及び内容の開示なしに)につき、及び先の優先権を有する出願の確定前は出願の検討を停止することにつき通知する。

出願人が出願の検討停止に合意しないときは、宣言された発明の、新規性要件に対する不一致が確認される。

第 221 条

従属項を含むクレームの独立項で特徴付けられた発明が、新規性要件に対応することが確認された場合は、従属項に関する技術水準の分析は行われない。

第 222 条

クレームの独立項で特徴付けられた発明が、新規と認められない場合は、従属項を含め更なる出願の検討は、本規則第 230 条から第 233 条までに従って行われる。

第 223 条

従属項を含まないクレームにより特徴づけられた発明の新規性の欠如が確認されたときは、審査理由を記載し、これらの理由に関する意見書及び必要な場合は当初出願資料に基づいて更新された発明のクレームの提出を要求する通信を、出願人に差し向けることができる。

第 224 条

新規性要件への不一致が確認された発明に関しては、進歩性のチェックは行われない。

第 225 条

発明は、法第 6 条第 3 段落に従って、それが専門家にとって明白なイメージで技術水準に追従するものでない場合は、進歩性を有する。

進歩性のチェックは、クレームの独立項により特徴付けられた発明に関して行われ、次の事項を含む。

本規則第 28 条に従う、最も類似したものの限定

宣言された発明を最も類似したものから区別する特徴(識別的特徴)の開示

技術水準からの、検討対象の発明の識別的特徴に隣接する特徴を有する解決の開示

第 226 条

発明は、その識別的特徴と隣接する特徴を有する解決が開示されないか、又は開示されているが出願人の指定する技術的成果への、識別的特徴の影響の一般性が確認されない場合は、進歩性要件に対応したものとは認められない。

次のものは、特に、進歩性要件に対応する。

確立された構造を有する新規の化学化合物(類, グループ)の取得方法

次のものの取得方法、すなわち、確立された構造を有する既知の化学化合物(類, グループ)であって、所与の類又はグループの反応化合物に対して新規であり、所与の類又はグループの反応条件が未知である化合物に対して既知であるものに基づくもの; 少なくとも 2 の構成要素から成る組成物であって、協働効果をもたらす、その達成機会が技術水準に追従しないもの(すなわち、両構成要素の特性を示すが、数量指標がこれらの特性の 1 でさえ別の構成要素の特性のパラメーターを上回る)

既知の化合物グループの一般的構造クレームに該当するが、特別に取得されたものと記述されず、調査されず、品質的又は数量的にこのグループの特性にとって未知のものを示す化学化合物(淘汰的発明)

従属項を含む相互作用クレーム中で特徴付けられた宣言された発明が、独立項に関する進歩性要件に対応すると認められた場合は、クレームの従属項に関する更なるチェックは行われない。

第 227 条

発明は、特に、次のことに基づく場合は、進歩性要件に合致していると認められない。
既知の部分を備えた既知の手段の追加であって、その追加の影響が確認される技術的成果の達成に使用されるもの

既知の手段の何れかの部分の、他の既知の部分との置換であって、その置換の影響が確認される技術的成果の達成のために行われるもの

手段の何れかの部分(要素、作用)の、その存在により生じる機能と共にする除外(設計の単純化、重量、寸法、主要能力の削減、信頼性の増大、方法の持続時間の削減その他)

同一要素、作用が手段中に存在することにより生じる技術的成果を強化するための、それら要素、作用の量の変更

既知の手段又は既知の材料からのその部分の動作であって、この材料の既知の特性により生じる技術的成果の達成のためになされるもの

既知の部分から成る手段の創造であって、それらの部分の選択及び相互間の連絡が既知の規則、勧告に基づいて実行され、それにより技術的成果がこの手段の部分の既知の特性及びそれらの間の連絡によってのみ生じる場合のもの

既知の装置、方法、物質又は菌株の新たな用途での使用であって、新たな用途がその既知の特性、構造、作動により生じ、当該特性、構造、作動がこの用途の実現に必要なである場合のもの

量的特徴の変更に基づく発明、当該特徴の相互関係における提示又はその種類の変更もまた、それらの各々の、技術的成果に対する影響の事実が知られている場合は、進歩性に対応するものと認めることができず、これらの特徴又はその相互関係の新たな価値は、既知の依存関係、法則に由来して取得できる筈のものである。

宣言された発明の識別的特徴が技術的成果に及ぼす影響の一般性は、1 又は複数の情報源で確認することができる。周知の具体的な技術知識領域に基づく論拠の提示が推奨される。ただし、このことは、出願人が出願の更なる検討を主張する場合は、それによる情報源特定の義務から審査官を開放するものではない。

発明の識別的特徴に隣接する特徴の決定が技術水準から導かれた場合において、当該特徴に関して出願人が特定の技術的成果が達成されなかったことを確かめ、又はそれが明らかにされたときは、技術的成果に対する特徴の影響の一般性の確認は要求されない。

第 228 条

従属項を有するクレームの独立項に関する発明が進歩性要件に合致しないことが確認された場合は、当該出願の更なる検討は、本規則第 236 条に従って行われる。

第 229 条

従属項を有さないクレームにより特徴付けられた発明の進歩性の欠如が確認された場合は、対応する理由を記載し、これらの理由に関する意見書の提出を求める通信を出願人に差し向けることができる。

第 230 条

発明が従属項を含む多数クレームにより特徴付けられ、新規性又は進歩性の欠如の観点から

独立項に関する発明の非特許性が結論付けられた場合は、出願人は、そのことを通知され、出願の更なる検討の有効性に関する意見を、当該有効性の承認の場合は発明の更新されたクレームの提出を伴って、表明するよう求められる。従属項の独立項での維持を条件として考慮することが可能な情報源が審査官に知られている場合は、出願人は、それについて通知を受けることができる。

第 231 条

従属項を有するクレームの独立項に関する発明の特許性が確認された場合は、これらの従属項に含まれる発明の特徴が発明の実現又は出願人が指定する目的の実現と抵触しないことを確信する必要がある。更に、従属項の特徴により特徴付けられた発明が公益、人間性の原理及び道徳に反するものでないことを確信することが必要である。

第 232 条

指定されたすべての条件に関するチェックの結果が肯定的であるときは、従属項を有する多数クレームにより特徴付けられた発明は、特許可能と認められ、特許付与の決定が下される。

第 233 条

条件の何れかに関するチェックの結果が否定的であるときは、出願人は、そのことの通知を受け、また、審査の結論を否定する理由を提出し、又は当該従属項を変更するか若しくは発明のクレームから除外するよう求められる。

第 234 条

1 群の発明が宣言された場合は、それに含まれる発明の各々に関して特許性のチェックが行われる。1 群の発明の特許性は、そのすべての発明が特許可能であるときにのみ確定する。発明群のすべての発明が特許可能なわけではないことが確認された場合は、出願人は、そのことの通知を受け、また、挙げられた理由に関する意見を提出すること、及び必要な場合は特許されない発明が特徴付けられている独立項をクレームから除去し若しくは更新した形でこれらの項を提出することを求められる

第 235 条

出願人が、前記の場合に、変更された発明のクレームを提出するときは、出願の更なる検討は、このクレームで特徴付けられた発明に関する本規則第 186 条から第 201 条までに従って行われる。

出願人が、審査官の結論を否定する理由、又は変更されたクレームを提出せず、先に同人が記載した特許の付与を主張する場合は、出願の更なる検討は行われず、特許付与の拒絶の決定が下される。

第 21 節 出願の実体審査における追加資料の請求

第 236 条

法第 20 条に従って、発明の変更されたクレームを含む追加資料の請求は、当該資料なしに出願を審査することが不可能である場合にのみ、出願人に送付される。

次の事項が当該請求の根拠である。

特許手数料納付の正確性に関する問題解決の必要性

本規則第 21 節に従うクレームのチェックの結果により発明のクレームに係る明確化の必要性

同一の優先日を有する同一の工業所有権対象物についての出願の検討に係る問題の決定の必要性

その他の性格の問題、及び出願の検討により生じた指摘及び提案であって、例えば、優先権の設定、発明の本質的な特徴の特定化等に係るものは、前記に基づいて差し向けられる要請に含めることができる。

要請の差向けのために特定の根拠が存在しない場合は、出願人は生じた指摘及び提案について通知される。

本規則第 200 条から第 201 条までに従って検討された発明の特許性が確認されたときは、出願人は、直接に差し向けられた要請でそのことを通知され、かつ、特許性の評価が行われなかった発明の特徴をクレームから除外し、又は独立項におけるこの発明に対応する特許手数料を割り当てて、クレームを変更するよう求められる。出願人は、要求された資料又は指定期間の延長申請を提出しない場合は、出願は法第 20 条に従い、取り下げられたものとみなされる旨の通知を受ける。

第 237 条

通信又は書簡で出される、何らかの問題に関する審査官の意見は、科学的かつ技術的又は法的性格の論拠により裏付けられる。科学的かつ技術的な文献の参照、法、本規則の立場、及び必要な場合はその他の規範書類が提示される。

第 238 条

出願人が、特許性についての結論が出された発明のクレーム中に、当初の出願資料では特定されず又は欠如していた特徴若しくは情報源への参照により置換された特徴を挿入すること、又は出願後に発明人が提案し、本規則第 201 条に従って考慮されない新たな独立項を挿入することを主張する場合は、指定された特徴及び／又は項を含まないクレームの提出を求める要請が発せられる。出願人はまた、要求された資料又は提出期限の延長申請を提出しない場合は、出願は取り下げられたとみなされる旨の通知を受ける。

第 239 条

要請において情報源への参照が提示されている場合は、この情報源の検出に必要な書誌的データ、及び出願の検討において考慮されたデータの情報源における検出に必要な他のデータ（ページ、段落、図又は図形表示の番号等）を明示する。

第 240 条

要請の基礎が、宣言された発明の特許性をチェックした結果による発明のクレームの明確化の必要性にあり、説明及び／又は図面の対応する更新が必要である場合は、出願人に対し、特定された説明及び／又は図面(又は置換用紙)を提出するよう求めることができる。

説明及び／又は図面において、先に審査官に特定されたが、出願人が除去しなかったものも含めて欠陥が存在するときにも、同様の要求をすることができる。

特定のメッセージにおいて、必要な書類更新に関する詳細な説明が提示される。

第 241 条

変更されたクレーム(出願人が自発的に、又は審査官の要求により)での特許付与の決定の準備までに、対応する説明の更新が必要であり、また、先に審査官に特定されたが、出願人が除去しなかったものも含めて説明及び／又は図面に欠陥が存在するときは、出願人に対し、要求を出して、その要求の日から3月以内に指定された説明及び／又は図面を提出するよう求めることができる。

第 242 条

指定期限内に、要求された資料又は期限延長申請が提出されない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

第 243 条

出願人の応答が、要求されたデータ又は書類のすべてを含んでいない場合は、逸失及び訂正資料の要請が、出願及びその書類の欠陥除去に必要な時間につき発せられる。

第 22 節 追加資料のチェック

第 244 条

出願書類を訂正し又は明確化する追加資料(すなわち,その内容に対象を挿入する)であって,出願の方式審査の早期化を求める申請の提出後,又は当該申請がない場合は出願の受領から 2 月後に出願人が自発的に提出したものを受領したときは,所定の額での特許手数料の納付を確認する書類が,指定された資料と共に提出されているか否かをチェックする必要がある。この書類が追加資料と共に提出されない場合は,後者は出願の検討において考慮されず,そのことは出願人に通知される。当該通知は,出願人に差し向けられる次の審査書類の内容に含めることができる。

第 245 条

出願人の発意により行われた書類の変更に関する問題点の解決に当たっては,次のことを考慮する必要がある。

要請を含む審査官の書面メッセージを受領した後,又は当該メッセージの受領なしに出願人により提出された出願書類の変更は,これらの変更が,出願作成時には認められていた出願書類要件に対する違反の除去を目的とする場合は,出願人の発意による変更とはみなされない。

要請を含む審査官の書面メッセージを受領した後に,出願人により提出された出願書類の変更は,これらの変更が審査官の書面メッセージの内容に関係する場合は,出願人の発意による変更とはみなされない。

要請を含む審査官の書面メッセージを受領した後,又は当該メッセージの受領なしに出願人により提出された出願書類のその他の変更はすべて,出願人の発意による出願書類の変更とみなされる。

第 246 条

追加資料が発明の変更されたクレームを含む場合は,当初のクレームにはなかった 1 又は複数の独立項をクレーム中に挿入する変更であるか否か,及び提出期限を考慮して対応する特許手数料の納付を確認する書類が,当該追加資料と共に提出されているか否かが確認される。

第 247 条

特許庁の求めにより出願人が提出した追加資料に関しては,その提出目標日の遵守がチェックされる。

出願人が出願に対立する資料の写しを請求した場合は,追加資料は,指定された写しが出願人に送付された日から 3 月以内に提出することができる。ただし,出願人が審査官の要請を受領した日から 1 月以内に写しの請求がされることを条件とする。

第 248 条

出願人が自発的に,又は特許庁の求めにより提出した追加資料の受領に当たっては,それらが宣言された発明の本質を変更するものであるか否かがチェックされる。追加資料は,当初の出願資料に存在しない特徴のクレームへの挿入を含むものである場合は,宣言された発明

の本質を変更するものと認められる。

特徴は、出願人が提示した特定のクレーム中に含まれる場合のみでなく、出願人がクレームへの挿入を指定する場合にも、発明のクレームへの主題挿入とみなされる。

追加資料に提示される特徴及びクレームへの主題挿入は、それらが、特許付与の願書、発明の説明、クレーム及び図面(説明において参照がある場合)の特許庁への提出日時点での出願に含まれるクレーム又は説明中で開示されていない場合は、当初出願資料には存在しないものと認められる。

当初出願資料において発明の特徴が非公式の実施態様を開示することなく一般的概念により表現されている場合は、発明クレームへの主題挿入である特徴に言及して追加資料において当該態様の実施を提示することは、宣言された発明の本質を変更する追加資料の承認の根拠となる。

最も類似するものを含む技術水準のみに関し説明に記載された特徴は、当初の出願資料に含まれる宣言された発明の特徴に関与しない。

出願が1群の発明に関係する場合は、当初の出願資料に含まれる1群の何れかの発明の特徴、この発明に適用される説明に記載された特徴が考慮される。

1群の発明のうちの1が他の発明での使用を意図される場合は、例外とする。当初の資料に含まれている、他の発明での使用を意図された1の発明の特徴は、他の発明の特徴ともみなされる。

宣言された発明が、既知の装置、方法、物質又は菌株を、発明の本質を変更するような新たな方法で使用することに関係する場合は、当初の出願資料における以外のものの指摘を含む追加資料では、既知の物の用途又は既知の物の特徴付けに使用される他の特徴を認められる。

第 249 条

当初の資料に欠けていた宣言された発明に関するデータであって、クレームへの主題挿入である特徴に関係しないものを含む追加資料は、発明の本質を変更するものとはみなされない。特に、発明の実現条件に関する新たな(追加の)データ、発明の実現例については、そのようなデータに対して、追加の技術的成果、特定の図形的資料等の取得機会を指摘することができる。

発明のクレームへの主題挿入である特徴により、当初出願資料に欠けていたもの、及び出願検討に必要なその他のデータを含む追加資料は、特定の特徴に関してのみ本質を変更するものと認められる。

その他のデータは、審査の遂行時に検討される。

第 250 条

宣言された発明の本質を変更する追加資料の承認の場合は、出願人は、追加資料に含まれるどのデータが当該審査結論の根拠となったかについて(同人に差し向けられる次の審査書類において)通知を受ける。

その後、追加資料により提出された発明クレームに関して更なる出願検討が進められるが、発明の説明、及び出願日に発明に含まれていた場合はクレームにおいて開示されていない特徴は考慮されない。

第 251 条

追加資料に提示された発明のクレームであって、出願人により変更されたもののチェックに当たっては、その変更が宣言された発明に関するものであるか否かが確認される。

出願に対する特許手数料がそこに含まれる項目の量に対応する額で納付されている場合は、当初のクレームが関係する宣言された発明が検討され、特許手数料が少ない額で納付されている場合は、検討のため出願が受理された発明が検討される。

発明の目的を反映する当初の概念を置換する場合は、特定された概念が同等であり、具申に関するものであり、又は相互的である(すなわち、その量が全体的に又は部分的に一致している)限り、クレームの他の変更は許される。

宣言された発明に関係しない、独立項の挿入を提示する発明クレームの変更は受理されず、そのことが出願人に通知される。

発明クレームの変更は、宣言された発明に関して、次の場合に認められる。

発明の対象物の種類に係る指摘の変更(装置、方法、物質)。ただし、当初より広い範囲で指定された種類が、当初の発明クレームに含まれる特徴に対応することを条件とする。

当初宣言された発明対象物の「新用途での使用」の、特定された新用途の対象物への置換。ただし、優先権の宣言前に、対象物の利用データが一般化していなかったことが確認されることを条件とする。

当初指定された発明対象物の、発明対象物の「新用途での使用」への置換。ただし、優先日前のデータの一般性から、用途のみの宣言から区別される手段の一般化が確認されることを条件とする。

第 252 条

宣言された発明の本質を変更する追加資料の承認の場合は、出願人に対し、追加資料に含まれるどのデータが当該審査結論の根拠となったかについて(同人に差し向けられる次回の審査書類において)通知される。

宣言された発明に関係しない発明クレームの変更は受理されず、そのことが出願人に通知される。

第 23 節 出願の変更

第 253 条

法第 19 条に従って、発明出願は、特許付与の決定が下される前は、実用新案付与の出願に変更することができる。

当該変更出願を受領したときは、その登録の正確性がチェックされ、それが特許付与前に提出されているか、所定の額での対応する特許手数料の納付書類を伴っているかが確認される。

第 254 条

出願が所定の要件に反してなされる場合は、出願人は、その出願が不可能である旨の通知を受ける。

第 255 条

出願に所定の手数料納付の確認書が添付されていない場合は、出願はされなかったとみなされ、その旨が出願人に通知される。

第 256 条

変更されなかった出願は、発明出願として存続し、本規則に従って検討される。

第 257 条

出願が所定の要件に従って完了され、かつ、所定の額での特許手数料納付書類を伴って提出されたことが確認される場合は、変更が行われ、所定の順序に従って更なる検討が行われる旨が出願人に通知される。

特許付与の決定が下された後に出願を受領された場合は、出願の変更は生じなかった旨が出願人に通知される。

第 258 条

出願人による変更出願の提出日に、発明出願を訂正若しくは明確化する追加資料又は変更された発明クレームが提出された場合は、これらの資料は本規則に従ってチェックされ、その結果は、出願変更陳述書の検討結果に関する通知において出願人に知らされる。

第 259 条

取り下げられた、又は取り下げられたとみなされる発明出願については、変更は行われぬ。

第 260 条

変更陳述書が、法第 20 条第 3 段落に従って取り下げられたとみなされる出願について、審査官の求めによる追加資料提出の過渡期限の回復申請と共に提出された場合は、後者は、本規則第 11 節に従って考慮される。期限回復の機会が確定されたときは、出願人は、そのこと及び出願変更陳述書の検討結果について通知を受ける。

第 261 条

出願変更が行われたことに関する通知が差し向けられるまでに出願人から変更陳述書が提出されなかったとみなす請求(出願変更の撤回)を受領したときは、出願変更はなかったものとみなされ、出願変更に係る納付済み特許手数料は返還するか又は無視することができる。出願変更陳述書が提出されなかったとみなすことを求める出願人の請求が、発明出願の実用新案付与出願への変更が行われたことの通知の出願人への発送後に提出された場合は、出願の逆変更及び納付済み特許手数料返却の基礎とはならない。

第 262 条

実用新案出願から変更された発明出願は、本規則第 16 節に従って検討される。実用新案出願に基づく追加資料であって、その発明出願への変更出願の受領日に提出されていたものは、発明出願の審査において検討され、それらのチェックの結果により考慮される。

第 24 節 特許付与の決定

第 263 条

出願人の提案するクレームにより表現された、宣言された発明(1群の発明の場合は、その各発明)が特許性要件のすべてに合致していることが確認されたときは、出願人に対し、発明クレーム及び審査の結論を記載した通信が出され、審査の結論に関する意見の通知のために、通信発出の日から3月の期間が与えられる。

説明及び／又は図面に欠陥があり、その除去が先に出願人に通知されていなかった場合は、説明及び／又は図面は、提出の要求日から3月以内に提出することを求められる。

当該期間が不十分である場合は、出願人は、この期間の満了前に、ただし要求の発出から6月を超えない範囲で、特許手数料納付を条件として、指定された説明及び／又は図面を提出する別の期限を告げることができる。

出願人はまた、発明のクレーム及び審査の結論、特定の説明又は特定の事項のメッセージに係る意見を指定された3月期間内に提出しないか、当該メッセージが存在するときは出願に基づく当該メッセージに指定された期限までに指定の説明を提出しない場合は、所与の要請に述べられた発明クレームについての決定が下される旨も通知され、公告においては、当初の発明の説明が使用される。

第 264 条

出願人から審査官の見解への同意を受領したときは、出願人に対し、要請において指定されたクレームを有する発明に対する特許付与の決定が出される。

宣言されたクレームが発明の本質を表現し、完全に説明に基づいているが、最も類似するもの(全体的に類似するもの)を考慮せずに作成され、又は宣言された対象物の特徴と共に他の対象物の特徴を含む場合において、出願人が自ら提案する版のクレームを主張するときは、特許付与の決定において、出願人による版のクレームが提示される。

発明クレームは、出願人の提案する版で提示され、その場合において、それに含まれる特徴が、標準的でない又は標準的な用語(それらの特定には抵触しない)の使用により特徴付けられ、出願人がそのクレームを変更することを拒絶するときは、法第23条第2段落に従って検討対象となった宣言されたすべての発明の特許性が確認される。

出願人が提案した発明のクレームが、綴り、句読法等の間違いを含む場合は、そのクレームにおける特許付与の決定の準備までに、対応する訂正をすることができる。

第 265 条

所定の特許手数料の納付を条件として、特許庁は、法第24条に従って国家発明登録簿に発明の国家登録を行い、法第25条に従って発明の登録に関するデータを公告する。

第 25 節 特許付与の拒絶決定

第 266 条

出願人の提案する、クレームで表現された宣言された発明が、特許性の要件（「産業上の利用可能性」、「新規性」、「進歩性」）の 1 にでも不一致が確認されたときは、出願人に対し、特許付与の不可能性について、対応する裏付けを付した通信、及び要求の発出日から 3 月以内に審査の結論に関する意見の通知を求める要求が発せられる。

出願人はまた、指定の 3 月期間内に意見を提示しない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる旨の通知を受ける。

第 267 条

出願人の申請に基づき、特許庁が過渡期間の更新をした場合は、処理業務は継続することができる。

第 268 条

審査官の見解に出願人が同意したときは、出願人に対し、発明特許付与の拒絶決定が発せられる。

出願人が特許付与の拒絶理由として挙げられた事情を知った後に宣言された発明の特許性に関する理由を提示したが、審査官の結論を変えるまでには至らなかった場合は、決定において、特定された理由の分析が提示される。

決定において書誌的データの指摘する情報源への言及が提示される場合は、本規則第 216 条に示す条件を遵守しなければならない。

第 269 条

1 の独立項及び複数の従属項を有する多数クレームにおいて特徴付けられた発明が、独立項に関する特許性の 1 に適合せず、出願人がこの独立項を変更することを拒絶する場合は、特許付与の拒絶決定が宣告される。

第 270 条

宣言された 1 群の発明の多数クレームにおいて特徴付けられた宣言された発明の 1、又は異なる代替特徴を含む 1 組の特徴が特許性の条件の 1 に適合せず、出願人が発明の特性を変更又は除外することを拒否する場合は、そのクレームから特許付与の拒絶決定が下される。

これにより、決定において発明のうち当該結論が得られる他のものの特許性が真実であることが証明される。

第 271 条

検討された出願に基づく発明の特許性が確認されたが、同一の発明又は実用新案に係る、取り下げられていない又は取下げとみなされない別の出願であって、先の優先日を有し、同一日に先の登録番号を有するものが存在する場合は、検討された出願の出願人に対し、そのこと及びその出願に基づく特許付与は、法第 18 条第 3 段落に定められた条件の達成により可能である旨が通知される。

検討された出願の出願人に対する、同一発明又は実用新案を含み、特許付与に関するデータの公告前にその内容を開示する別の出願の書誌的データの伝達は、他の出願の出願人の同意があるときに限ることが推奨される。

同一の発明及び実用新案に係る出願が同一人によりなされる場合は、当該人は、特定される1の出願についてのみ可能である旨を通知される。

第 272 条

発明(又は発明及び実用新案)の特定は、出願人が提出した最新版のクレームに基づいて確認される。

発明(又は発明及び実用新案)は、クレームの独立項の内容が完全に一致する場合は、同一と認められる。

第 IV 章 国際出願の提出及び検討

第 26 節 国際出願の提出

第 273 条

PCT 第 2 条 (xv) に従って、特許庁はウズベキスタン共和国における受理官庁の機能を果たし、PCT、規則、WIPO の IB で刊行される対応する便覧並びに法及び本規則に従う。

第 274 条

国際出願は、ロシア語又は英語により特許庁に 3 部提出する。すべての書類は、制限のない部数での直接の複製が可能となるように作成する。各用紙は片側のみ使用し、用紙の短い側に平行線を配置する。国際出願が、出願人の請求に基づき規則の 21.1(c) に従って、少ない部数で提出された場合は、国際出願の必要部数は、所定の料金を出願人が納付することを条件として、特許庁が作成することができる。国際出願の出願様式は、特別な様式又はコンピュータ・リスティングの形とする。国際出願が PCT-SAVE ソフトウェアを使用して作成される場合は、PCT-SAVE フォーマットの出願を含む機械読取り可能なキャリアー、及び TXT フォーマットの要約が紙キャリアーの国際出願に関して適用される。ヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列を含む国際出願においては、WIPO 規格 ST. 25 の要件を満たす配列一覧を、この出願に対する説明の独立部分の形で提出する。

第 275 条

ウズベキスタン共和国で創作された発明についての国際出願は、次の条件の何れかに従って提出することができる。すなわち、国際出願の提出前に、ウズベキスタン共和国の発明又は実用新案特許の付与を求める対応する国内出願が特許庁にされていること；国際出願において、ウズベキスタン共和国が、出願人が特許を受けることを予定している国として指定されていること。

第 276 条

国際出願は、PCT 第 11 条 (1) 及び第 14 条の要件を満たしているかがチェックされる。最終的に肯定的な結果を以てチェックされた国際出願には、その国際出願日が設定される。

第 27 節 国際出願の移送

第 277 条

国際出願日が設定された国際出願は、PCT 第 12 条の要件に従って、特許庁により WIPO の IB 及び国際調査機関へ送付される。

第 28 節 国内段階

第 278 条

PCT 第 2 条によるウズベキスタン共和国での指定官庁及び選択官庁としての機能は、特許庁がこれを果たし、PCT、規則、WIPO の IB で刊行される対応する便覧、並びに PCT に規定される場合は、法及び本規則に従う。

第 279 条

PCT 第 25 条(2)及び規則の 51 に従って、特許庁は、国際出願に係る何れかの受理官庁又は WIPO の IB の決定を再検討することができ、PCT 第 24 条(2)又は第 39 条(3)に従って、出願人の申請に基づき(申請に提示された理由が証明される場合は)国際出願の効果を維持することができる。

第 280 条

出願人が発明特許を受けることを予定している国としてのウズベキスタン共和国の指定を含む国際出願であって、PCT 第 11 条(1)に従って、PCT 第 24 条により取下げ又は取下げとみなされない国際出願日が設定されており、また、その効果がウズベキスタン共和国に関して維持されているものは法に従って検討される。

第 281 条

PCT 第 22 条(1)、第 39 条(1)に従って国際出願の検討開始日として、PCT 第 2 条(xi)に定められる国際出願の優先日から 31 月が満了する日が考慮される。PCT 第 23 条(2)に従って、出願人の請求に基づき、国際出願の検討は、目標日前に始めることができる。

第 282 条

国際出願の国内段階への移行に関し、出願人は、国際出願の優先日から 31 月の満了前に、少なくとも、ウズベク語又はロシア語による国際出願の願書、又は他の言語でなされた国際出願に含まれる願書のウズベク語又はロシア語翻訳文、国際出願の公開用紙、発明のクレームのウズベク語又はロシア語翻訳文を提出する。国際出願に含まれる願書の翻訳文に代えて、法の規定による、ウズベキスタン共和国の特許付与の願書を提出することができる。

第 283 条

所定の額での出願に対する特許手数料の納付を確認する書類、又は納付の完了若しくは減額納付の根拠の存在を確認する書類を、国際出願書類として提出する。

第 284 条

国際出願の願書のウズベク語又はロシア語への翻訳文には、説明(ヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列一覧を除く)、発明のクレーム、図面中のテキスト及び要約の、国際出願日に出願された状態でのウズベク語又はロシア語への翻訳文を加える。PCT 第 19 条に従って変更されたクレームを有する国際出願の検討の国内段階への移行の場合は、発明の変更されたクレームのウズベク語又はロシア語への翻訳文と共に、出願人が行った変更に係る説明のウズ

ベク語又はロシア語への翻訳文も提出する。

国際出願の国内段階への移行の場合、PCT 第 34 条 (2) (b) に従って行われた国際出願の発明のクレーム、説明及び図面に係る変更を考慮して、国際予備審査機関の認める変更について、国際出願のウズベク語又はロシア語への翻訳文を提出する。ヌクレオチド配列及び／又はアミノ酸配列一覧を含む国際出願には、機械読取り可能なキャリアー(ディスクレット)が適用されるが、これは、配列一覧の同一写しを記録し、WIPO 規格 ST. 25 の要件を満たしており、機械読取り形式で提出された情報は紙で提出された配列一覧と同一である旨の陳述に出願人又はその代理人が署名したものとする。

第 29 節 国際出願の検討

第 285 条

PCT 第 23 条, 第 40 条に従って, 国際出願の検討は, 本規則第 282 条から第 284 条までにいう書類を出願人が提出することを条件として, 国際出願において求められた優先日から 31 月後に開始する。

第 286 条

出願人の請求があるときは, 国際出願の検討は, 目標日前に始めることができる。出願人が, 指定の日より前に国際出願の検討を開始する請求を, 願書のウズベク語又はロシア語への翻訳文と共に, 国際公開日の前に提出する場合は, 受理官庁により登録され, 国際出願日が確認される国際出願の写しを提出する。

第 287 条

国際出願書類の受領の事実について, 出願の該当する登録番号及び書類受領日を伝える通知が出願人に発せられる。

第 288 条

本規則第 282 条に定める書類を出願人が提出していないことが確認された場合は, PCT 第 24 条(1) (iii), 第 39 条(2)に従って, ウズベキスタン共和国に関する国際出願の処理は停止する。目標日後に提出された書類は, 出願人が, 規則の 49.6 に定める方法で目標日過渡の理由を認知し, 所定の手数料を納付することを条件として, 検討のために受理することができる。

第 30 節 国際出願の方式審査

第 289 条

PCT 第 11 条(3)に従って、国際出願の国際提出日が国際出願日とみなされる。

第 290 条

方式審査の実行に当たっては、本規則第 159 条から第 170 条までの要件の遵守がチェックされ、また、次の事項もチェックされる。すなわち、出願において特定されるデータの、国際出願の公開用紙において特定されるデータとの一致；出願人の名称，創作者，主張された優先権に関するデータの変更書類の存在；国際調査報告及び／又は国際予備審査の結論の存在。

第 291 条

国際調査の報告書及び／又は国際予備審査の結論が発明の単一性要件への違反，及び国際出願の何れかの部分について国際調査報告がされなかった場合のその有効性についての結論を含む場合，又は PCT 第 17 条(3)(a)及び第 34 条(3)(a)に規定する国際予備審査が行われなかった場合は，国際出願の特定部分は，出願人による所定の手数料納付を条件として，検討のために受理され得る。検討のための所定の特許手数料の納付がない場合は，国際出願のうち国際調査がされ，及び／又は国際予備審査がされた部分のみが受理される。

第 292 条

国際出願の方式審査中に，出願はその書類要件に違反して完了したことが確認された場合は，出願人に要請を發して，その發出日から 3 月以内に欠落した又は訂正された書類を提出するよう求める。

第 293 条

出願が本規則に定める要件を満たした，必要なすべての書類を含み，かつ，宣言された対象が特許可能な発明と認められない物の一覧に関係しない場合は，出願人に対し，検討のための出願の受理に関する決定が發せられる。

第 31 節 国際出願の実体審査

第 294 条

国際出願の実体審査は、本規則第 17 節から第 22 節まで、第 24 節から第 25 節までに従って行われる。PCT 第 27 条(5)に従って、技術水準の定義、及び宣言された発明の特許可能性条件への合致のチェックに当たっては、特許庁は、法及び本規則の対応する論拠に基づく。

第 295 条

更に出願の実体審査においては、次のことを行う。すなわち、出願人が提出した発明のクレームに関し、また、国際出願が国内段階へ移行し、実体審査の開始前に出願人が変更した場合は変更された発明クレームに関し、本規則第 174 条に従ってチェックすること；変更に係る追加資料及び出願書類の追加分を、本規則第 22 節に従ってチェックすること。

第 296 条

出願の実体審査を行うに当たり、規則の 13 に従い発明の単一性要件への違反が確認された場合は、PCT 第 27 条(4)に従う発明の単一性要件への合致のチェックが、本規則第 4 条に従って行われる。本規則第 4 条に従うチェックの結果が肯定的である場合は、出願人は、チェックの結果について通知される。出願人が PCT 及び規則要件の使用を主張する場合は、出願人の提示する理由を考慮して、規則に従う発明の単一性要件への合致に係るチェックの結果により最終結論が出される。

第 297 条

国際出願が、PCT 第 19 条に従う発明クレームの変更であって、WIPO 国際事務局により国際出願及びその追加と共に公開されたものを考慮し、及び／又は PCT 第 34 条に従うクレーム、説明、図面の変更であって、国際予備審査機関により受理されたものも考慮して、出願人により国内段階に移転された場合は、出願時の国際出願に含まれる当初資料の枠内での変更が存在するか否かが検討される。国内段階の検討(特に、国際出願のウズベク語又はロシア語翻訳文の特許庁への提出と同時に)において、国際出願への出願人による変更のチェックは、法及び本規則第 22 条に従って行われる。

国際出願においてされた変更の認容可能性のチェックに当たっては、特許庁は、必要な場合は、出願人に対し、国際出願日現在の国際出願に含まれる書類のウズベク語又はロシア語翻訳文の提出を請求することができる。

第 298 条

法第 20 条第 2 段落及び第 3 段落に従って、出願人が国際出願に対して、手数料を納付することなく自発的に、変更及び追加をする権利を有する期間は、法に従う国際出願検討の開始日から起算される。